

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
001	個人①	全体	—	—	現在のNHKのようにTVを設置した者に支払い義務を課するような仕組みになるとPC、モバイル問わず動画視聴可能な機器を所有した者に支払い義務を課す方向になりかねない。 インフラの構築費用の負担に関しては視聴した者が負担する仕組みとし受信料支払い義務者の拡大につながらないようにすべきである。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
002	(株)テレビ金沢	全体	—	—	同時配信には、著作権や肖像権などの新たな権利処理の問題がある。これが制作費の高騰につながることを考えれば、安易に前向きにできない。この他、視聴者ニーズ、地域制御等の検討課題もあり、現時点では、事業性は見出しがたい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
003	(株)テレビ岩手	全体	—	—	同時配信は視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、各局への影響などの課題が山積しています。現時点で地上波の番組を同時配信することによる事業性は見出せません。民放は各局の独自判断を重視するよう強く要望します。 インターネットを活用したビジネスモデルの構築は民放事業者にとって必要な課題ですが、すぐれて個別社の事業戦略や具体的な取引に関わるものであり、行政の場における公の検討にはふさわしくありません。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
004	札幌テレビ放送(株)	全体	—	—	当社では、これまでも台風や暴風雪などの大規模災害時に、地域住民の生命や財産に関わる非常事態には緊急報道特番の同時配信体制を整えている他、平成26年9月の大雨の際に、通常の番組放送の伝送帯域の一部を使い災害報道を同時に行う、日本初の「臨時サービス」を実施した経験もあります。また日本テレビ系列局として、ニュース専門チャンネル「日テレNEWS24」の同時配信の中で北海道のニュースを供給しております。また、地上波の自社バラエティ番組の配信をHuluなどネットを活用した様々な動画配信事業を通じて実施しております。 同時配信は視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御、ネット局とローカル局の住み分け、事業化の達成といった課題が山積し、それらを1つ1つ解決していくことが必要です。現時点で地上波の番組を同時配信することに事業性は見出し難いと考えます。 今後行われる実証実験の結果を受けて同時配信を実施するかどうかは、あくまで民放各社の判断に委ねられるべきです。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
005	(株)サガテレビ	全体	—	—	本報告書は、放送のインターネット同時配信の実現に向け、諸課題を解決するために取りまとめられたものであると認識しています。その同時配信実現化の中で最も注視しているのは、地域受信制御がどうなるかという点です。同時配信で地域受信制御が行われない場合、県域免許制度の上に成り立っている我々の既存ビジネス(収益モデル)が崩壊する恐れがあり、経営の根幹に関わる問題です。このため、ネットの同時配信を行う際には、地域受信制御は是が非でも必要だと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えており、地域受信制御についても、その中で併せて検討していくことが重要と考えております。
006	(株)テレビ新潟放送網	全体	—	—	当社は平時・非常時を問わず、県民が求める地域に必要な正確な情報を安定的かつ継続的に提供するという責任や基本的役割を果たすため全力で放送業務にあたっています。とりわけ、放送が災害時に果たす役割は極めて重要であり、大規模な災害など、県民ひとりひとりの生命や財産に関わる非常事態には、インターネットによる同時配信を実施できる体制を構築し、有事に備えています。また、「TeNYオンデマンド」や「Hulu」などのプラットフォームで放送後の番組を配信するなど、インターネットを活用した様々な動画配信事業に参画しています。 しかしながら、平時における放送番組の常時同時配信は、ローカル局の経営に影響を与えかねない大きな問題を抱えており、実施することに反対します。地方は人口の減少や経済の衰退等疲弊が進み、ローカル局の経営は大きな影響を受けています。今後もその影響は続くものと推測されます。ローカル局が放送の基本的役割を安定的かつ継続的に果たすため、常時同時配信は実施せず、国はローカル局が健全に発展するような放送行政を推進することを望みます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
007	青森放送(株)	全体	—	—	同時配信は視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御、特に視聴率の低下などローカル局への影響、また、ビジネスモデルを再構築するなどといった課題が山積しています。これらの課題を1つ1つクリアすることが必要です。現時点で、地上波の番組を同時配信することに事業性は見出し難いと考えます。 今後行われる実証実験の結果を踏まえて同時配信を実施するかどうかは、あくまで民放各社の判断に委ねられるべきです。総務省・情報通信審議会での議論は続くと思っておりますが、民放事業者の同時配信は、個別社の自主性を尊重していくよう強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
008	(一社)日本民間放送連盟	全体	—	—	テレビ放送の同時配信(以下、同時配信)は本中間報告書案(以下、本案)が指摘するとおり、技術的な課題、視聴者ニーズの確認、コストを踏まえた事業性の確保、権利処理など解決すべき課題が多くあります。 総務省・情報通信審議会「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」(以下、本委員会)における議論は今後も続くと思っておりますが、民放事業者による同時配信は個別社の自主性を尊重していただくよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
009	(株)テレビ信州	全体	—	—	電通総研が行ったスマートフォンの使用実態調査によると、主な利用はメール、ブラウザ、インスタントメッセージ、ソーシャルネットワーク、ゲーム、ツールで、動画配信の視聴にはほとんど利用されていないとのことです。また、ワンセグ受信機能が実装されていないApple系端末が全体の40%を超え、モバイル端末による地上デジタル放送の視聴に対しても興味が示されていない傾向にあります。 冒頭に同一のコンテンツを同時にモバイル端末に配信することが視聴者の利便性向上、放送の社会的価値の維持・向上につながるとありますが、モバイル端末の使用実態(使用者ニーズ)の調査をしたうえなる検討を強く要望します。	視聴ニーズについては、同時配信の実施が放送番組の視聴時間の拡大に寄与する可能性があるとの調査結果(本報告書(案)P9参照)などを踏まえつつ、実証事業等を通じて、視聴者の潜在需要を分析していくことが、重要と考えております。
010	(株)テレビ信州	全体	—	—	送り手として、同時配信は事業コスト、権利処理、地域制御、ローカル局への影響、ビジネスモデルの再構築といった課題が山積しています。これらの課題を1つ1つクリアすることが必要です。現時点で、地上波の番組を同時配信することに事業性を見出すことができません。 民放事業者の同時配信は、民放各社の判断に委ねられるべきです。個別社の自主性を尊重していくよう強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
011	西日本放送(株)	全体	—	—	同時配信の実現性に関しては多くの課題があり、現時点において地上波の同時配信は事業として成立しないと考えます。同時配信の検証を続けることの必要性は認識しておりますが、同時配信の実施についての判断は、あくまで民放各社の判断に任せべきであり、民放事業者の自主性を尊重するよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
012	南海放送(株)	全体	—	—	同時配信は本案が指摘するように、視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、ローカル局への影響、事業性の確保など解決すべき課題が山積しており、これらの課題を1つ1つ解決していくことが必要です。 当社では自社制作番組のキャッチアップや全国への地域情報発信を目的にした「南海放送オンデマンド」によって動画配信を積極的なトライアルを行っています。その結果として、現時点で地上波番組の同時配信には事業性は見出し難いと考えています。今後の実証実験を踏まえて同時配信を実施するかどうかは、あくまで民放各社の判断にゆだねられるべきと考えており、民放個別社の自主性の尊重を強く要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
013	朝日放送(株)	全体	—	—	テレビ放送の同時配信は中間報告書案が指摘する通り、技術的な課題、視聴者ニーズの確認、コストを踏まえた事業性の確保、権利処理など解決すべき課題が多くあります。したがって、民間放送事業者によるテレビ放送の同時配信については、各社の経営判断によるものと考えます。 複数の放送事業者が連携する実証実験の取組には、放送事業者や権利者、広告主などの関係者の十分な理解と協力を得て実施するように要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
014	日本電信電話(株)	全体	—	—	近年、動画配信サービスの利用拡大等に伴うインターネットトラフィックの急増*により、通信事業者のネットワークにおいても負荷が増大しております。 こうした中で、今回、通信事業者のネットワークを用いて、テレビ・スマホ・タブレット・PCといった様々なデバイスに対し4K等を含めた放送コンテンツを同時配信するにあたって、配信機能やCDNを中心に技術検討を進めていくこととされていますが、ベストエフォート通信で高精細の4K等による放送コンテンツを大量に同時配信しようとする場合には、混雑時の遅延やパケットロス等により、放送の用に供するものとして十分な品質を確保することは難しいと考えます。 そのため、放送コンテンツの同時配信を画像の乱れ等なく実現するためには、地上デジタル放送のIP再送信の場合と同様に、品質確保型の通信を用いて提供していく必要があると考えますが、その場合、高精細の4K放送やBS・CS放送を含めて同時配信されることにより、通信事業者のネットワークにどのような影響を与えるのか等について検討が必要と考えます。 具体的には、テレビ・スマホ・タブレット・PCといったそれぞれのデバイスにおける4K放送コンテンツ等の視聴ニーズがどの程度あるのかといったお客様のニーズや、同時配信するチャンネル数やどの程度あるのかといった放送局側のニーズを明らかにした上で、通信事業者のネットワークにどの程度の負荷がかかるのかといった点を検証するとともに、こうした点を踏まえ、受信端末等を含めた持続可能なサービス提供のあり方やビジネス性等について、関係事業者間で検討を深めていく必要があると考えます。 *ブロードバンド契約者の総ダウンロードトラフィックは、2014年以降、毎年概ね1.5倍増加 (総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」(2017年2月))	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、同時配信の具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、通信事業者のネットワークを活用して放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策については、映像の高精細化の動向や通信ネットワークの高度化を踏まえつつ、放送事業者や通信事業者が連携して検討を深めていくことが必要と考えております。
015	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	全体	—	—	「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会中間報告書案」は、ブロードバンド及びモバイル端末の普及による視聴形態の多様化や、4K・8K等映像コンテンツの高品質化を踏まえ、視聴者の利便性の向上、映像コンテンツの制作・流通の拡大を目指し、放送の社会的役割の方向性を示すものとして、概ね賛同いたしますとともに、纏められました検討委員会、WG、各タスクフォースの構成員及び関係者の皆様に、改めて敬意を表する次第です。 ケーブルテレビ業界では、業界団体である(一社)日本ケーブルテレビ連盟が、全国各地のケーブルテレビ事業者がコミュニティチャンネル用に制作した番組を「じもテレ」というプラットフォームを立ち上げ、ネット配信にいち早く取り組んでまいりました。2015年12月からは全国各地のケーブルテレビ事業者等が制作した4K番組を放送する「ケーブル4K」を開始するとともに、今年3月にはBS17chの試験放送の再放送を開始し、今後、2018年の衛星4K・8K本放送の開始、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、4K・8K放送の普及に取り組んでおります。 また、ケーブルテレビ視聴者を対象としたモバイル通信サービスの「ケーブルスマホ」など視聴者の様々なニーズに応えるサービスに努めております。 引き続き、ケーブルテレビが社会の変化に対応し、視聴者の期待に応え続けられるよう、放送コンテンツのより円滑な流通が図られるようお願いいたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
016	(株)東京放送ホールディングス	全体	—	—	近年の視聴環境動向から、放送事業者はテレビ放送の同時配信(以下、同時配信)の可能性、また役割に対する期待などを理解し、前向きに検討を進めています。しかしながら、構成員からも様々な観点から意見が示されたように、具体的なサービスに当たっては、ニーズ(視聴者動向の把握)・技術的課題(集中視聴の処理、災害時対応)・コスト(事業性の確保)・権利処理など、解決すべき問題は多く、民間放送事業者としてもその手法を検討、研究しているところです。 本議論が継続して進められることは大切だと認識しておりますが、拙速な判断は避け、諸課題を解決していくことが重要だと考えます。 また放送事業者の事業に係る問題に関しては、放送事業者自身による自主性を尊重していただくよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
017	讀賣テレビ放送(株)	全体	—	—	民放は、国民の生命や財産にかかわる非常事態には緊急報道特番の同時配信を行ってきており、視聴者の関心の高いスポーツ中継などの同時配信も様々な取り組みが実施されている。また、見逃し配信に関しても民放共通の見逃し配信プラットフォームのTVer他、多くの社が積極的に実施している。 このように放送局のインターネット利活用は、民放事業者の個別判断であり、制作した番組ごとに視聴者ニーズ、事業コストなどを検討し、番組を同時配信する、見逃し配信する、どちらもする、どちらもしない、などを決定していくべきである。 すべての番組を同時配信するという常時同時配信は民放としては、特に事業性は見出しがたいと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
018	(株)長崎国際テレビ	全体	—	—	同時配信は視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御、ローカル局への影響、ビジネスモデルの再構築といった課題が山積しています。現時点で、ローカル局が経営判断するための情報が少なく、開示されているコストを見る限り、地上波の番組を同時配信することに事業性は見出し難いと考えます。メリットや、技術論が先行しており、ローカル各局間においても判断の分かれるところかと思えます。 今後行われる実証実験の結果を踏まえて同時配信を実施するかどうかは、あくまで民放各社の判断に委ねられるべきです。総務省・情報通信審議会での議論は続くと思っておりますが、民放事業者の同時配信は、個別社の自主性を尊重し、時間を十分かけて全局、一社ごとの経営判断を吸い上げていただきたい。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
019	(株)静岡第一テレビ	全体	—	—	同時配信は、ニーズに応じ、段階的に取り組むべきです。視聴機会の拡大のためにはインターネット活用は必要な施策と考えられますが、それ以上に権利処理の問題、事業コストなどクリアすべき課題が山積しており、これらの課題を1つ1つクリアすることが必要です。特に地方の民間放送事業者が得られる収益と配信コストのバランスを考慮し、国として環境整備されることを強く要望します。 同時配信を実施するかどうかは、今後の実証実験の結果を踏まえて、民放各社があくまで個々の判断で決めるべきものと考えます。民放の同時配信については各社の自主性を尊重するよう強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
020	(株)テレビ朝日	全体	—	—	放送番組のネット配信について、テレビ朝日では、熊本地震などの「災害ニュース」、プロ野球日本シリーズなどの「スポーツライブ」を放送と同時に配信した実績があり、こうした社会的関心の高いニュースや人気のスポーツ番組では視聴数が爆発的に増加するなど、放送番組のネット同時配信に対し、一定のニーズがあることを確認しました。 一方、全放送番組を放送と同時に配信する常時同時配信については、課題が山積していると考えます。まず視聴者ニーズがどの程度見込めるのかが不透明であり、さらなる検証が必要と考えます。 また配信コストが多額に上ると予想される一方で、これを回収するビジネスモデルが見通せていない点も、放送事業者が二の足を踏む原因となっています。 さらに放送エリアを越えた配信は、ローカル局にとって新たなビジネスチャンスを生む可能性もあり、これを一概に否定するつもりはありませんが、視聴率低下などローカル局の経営に何らかの影響が及ぶことが懸念されます。 民放各社はそれぞれのネット戦略を展開しており、VODに力を入れる社、そのVODでも有料課金モデル、無料広告モデルがあり、さらに同時配信実験に積極的に取り組む社など各社各様です。まずは個々の事業戦略に沿って、できるところから始めていくということではないかと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
021	個人②	全体	—	—	要約：総務省が行うには多くが不適切となる意見募集である。経産省及び文科省・文化庁より再度意見募集をされたい。 内容的に、総務省より経産省及び文科省・文化庁が取り扱うべき内容が多いと思われた。(コンテンツ製作であれば総務省よりそれらの省庁が扱うべき事であると考える。) 当方としては、まず、「放送コンテンツ」について、「リアルタイム性があるもの」と、「リアルタイム性がないもの」に厳密に分けて扱う必要があると考える(同一の番組でも配信方法によりこれらの分類は異なる。) ネットワーク配信を行う場合、前者はIPマルチキャストにより多くの問題の解決が行えるが、後者は単なるファイルのダウンロードの問題の解決に近い。これらを区別せずに問題を解決する事は「放送」について扱う場合は不可能であると考え、まずはこの区別を明確に行っていただきたいと考える。そうでなければトラブルについて考慮する事は出来ないはずである。 なお、「リアルタイム性があるもの」を取り除いた場合は、この周辺の問題は結局ファイルダウンロードに関する問題に帰着すると考えられるが(各事業者が行っているアニメ作品の視聴サービス等も、結局はファイルのダウンロードに帰着するはずである。)、要するに、「放送コンテンツ」のネットワーク配信において真にこのWGが扱うべきは、番組をIPマルチキャストにより配信する様な「リアルタイム性があるもの」のみについての話題であって、それ以外については単なるネットワーク網の問題に帰着されるのではないかと考える(なお、ダウンロード問題については、思うに、放送局コンテンツが発生させるものよりも、YouTube、ニコニコ動画、Xvideos(※各名称は伏せ可)等の動画配信事業者が発生させる部分の方が大きいと思われるものであるため、このWGではそこまで重大視するべきものではないのではないかと考える。(これは、日本の電気通信事業全体において考えるべき事であって、放送局が特段する様なものではないのではなかろうかと思われる。))。よって、提示されたネットワーク事情のかなりの部分については、このWGで扱うのは不適切であると考え。 なお、ケーブルテレビについては、今後は単なる地域ネットワーク事業者として扱うのが適切であると考え(おそらく多くがコンテンツ製作も別業者に分離しているであろうし、そうするとケーブルテレビ事業者は地域ローカルのコンテンツを保有する地域ネットワーク事業者でしかないのではないかとと思われる。) なお、改めて述べるが、コンテンツ製作と著作権管理については、総務省よりも、経産省及び文科省・文化庁が扱うべきものであると思われる。 結局、放送業界の色々な事情をこっぴどく混ぜて総務省で取り扱わせるのであると見るのであるが、NHKの番組にも興味を持ってなくなり、お笑い芸人にはさっぱり興味の無い自分の様な人間にとっては、総務省において放送コンテンツの製作・流通の促進検討を行う意味がよく分からない。NHKについては独立行政法人化して運営を清算化させ(なお、NHK技研のやっている事は金と人材と権力があればどこでも出来る事なので、特段NHKが自慢出来る事ではない事は釘を刺しておく。)、お笑い業界については支出をカットして日本社会の健全化(不法社会からの脱却)を行うべきと考えるが、それらを現状のまま生かすためにこの様な事を総務省で行わしているのだと当方は見る。(常々テレビ放送局からはその様な雰囲気ばかりが漂ってくる様に見えるのであるが、違うのであるか。) ニュース等の、それなりにリアルタイム性が求められ、かつ多くのニーズがある故にIPマルチキャスト等の通常の動画コンテンツの配信等とは異なる技術が有効であり、公益性がある、放送行政が監督すべきもの以外の放送コンテンツの製作・流通については、総務省が関わる意義はあまり無いのではないかとと思われるのであるが(電波行政についてはまた話が別であるが)、よって、国民としては、本件の様に、多くの資料でもって失当したと言うべき意見募集が行われても困るという意見である。(技術的な話はあるが、しかしそれはどうも業界保存のために張った煙幕である様に思われた。) 放送行政として監督すべき部分以外については、営利事業者・コンテンツ事業者によるWGとして、経産省及び文科省・文化庁からの意見募集を行うようにしていただきたい。 今回の意見募集は、多くの部分が総務省が扱うものとして不適切となるものであって、意見を行いたい。(また、総務省が見解を出す事も適切さが高くないものが多いと考える。) 最後にあるが、この意見募集については、市民の責も出して行政を利そうという理屈が感じられた事を述べておく	御意見として承ります。
022	個人②	全体	—	—	国民として釘を刺しておきたいが、NHKにインターネット等でのコンテンツ配信を行わせるからといって、契約もしない人間から受信料を取らせないようにしていただきたい。 それは、民法及び自然法的な契約の概念への背信であると考え。 (ここで、当然であるが、総務省は、携帯電話等においてはワンセグ放送受信機能を復活不可能な形で消滅可能としておいていただきたいと考える(ワンセグ放送については特別扱いとして受信料を取らない事とする放送法解釈を行うのであればそれはしなくても良いのであるが。)。技術的には、携帯回路基盤の一部をポッキリ折れば、永遠にワンセグ放送が写らない様になる様な回路構造としておく等が思い付くが、おそらくその様にした方が利用者の利益(財産権)は守られると考える。) (なお、当然、各種サービスとのバンドル契約などは行政として取り締まるべきものである事を述べておく。たとえ受信料の支払いが公共の福祉に反しないとしても、自由意思による契約応否判断を不可能にする様な人権を毀損する強要的な契約が問題にならないという事は無いはずであると考え。)	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
023	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	全体	—	—	更に同時配信を進める上で、民間放送局が作り上げて来た広告主との信頼関係を損なわない様に、放送を実施した証である放送確認書と視聴率との関係を維持したまま同時配信に於いても視聴データの活用を更に発展させるべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
024	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	全体	—	—	視聴者の利便性を損なわない様に、民放及びNHKで共通のアプリ及びインフラの整備を検討すべきであると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
025	(株)ワイズ・メディア	全体	—	—	放送の同時配信を「放送」と位置付けるのか、「通信」と位置付けるのか。そもそもブロードバンドにおける「放送」の定義について議論も言及もされていないのは、画竜点睛を欠いた報告であると思います。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
026	讀賣テレビ放送(株)	全体	—	—	NHKテレビ放送の常時同時配信については、その意義、国民のニーズ、財源やコストに関して、NHKが自らの考え方を説明し、国民各層が参画できる議論を経て、国民的な合意を得ることが不可欠であると考え。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
027	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	全体	—	—	伝送手段や視聴デバイスを問わず、より多くの視聴者がサービスを楽しむよう、同時再送信を円滑に進めるため、基幹放送局においては放送対象地域に関わらず、放送の権利処理に包括できるよう、放送法の改正が望ましいと考えます。 一方、コストとニーズを鑑みてどの番組を同時配信するかの判断を各事業者が自ら行うべきで、常時同時配信を義務付ける様な法改正を実施するべきではないと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
028	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	全体	—	—	また、更に重要なことは地方ローカル局が配信を実施する上で自社の放送エリアのみを配信対象として限定した場合、最も人口の多い都市部へのサービスが制限されることとなり県域を放送対象とする基幹放送局では放送対象を超えて配信がスムーズにできる様に配慮した放送法の改正が必要であると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
029	日本テレビ放送網(株)	全体	—	—	当社では、これまでも大規模な災害など、国民の生命や財産に関わる非常事態には緊急報道特番の同時配信を行ってきた他、4月からはニュース専門チャンネル「日テレNEWS24」の同時配信を自社サイトやYahooなどの外部サイトで行っています。巨人戦のライブ配信など、視聴者の関心が高いスポーツ中継についても同時配信を行っています。 また、「日テレ無料TADA」やHulu、あるいは民放共通の見逃し配信プラットフォームのTVerなど、ネットを活用した様々な動画配信事業に参画しております。 同時配信は視聴者ニーズ、事業コスト、権利処理、地域制御、ローカル局への影響、ビジネスモデルの再構築といった課題が山積しています。これらの課題を1つ1つクリアすることが必要です。現時点で、地上波の番組を同時配信することに事業性は見出し難いと考えます。 今後行われる実証実験の結果を踏まえて同時配信を実施するかどうかは、あくまで民放各社の判断に委ねられるべきです。総務省・情報通信審議会での議論は続くと思っておりますが、民放事業者の同時配信は、個別社の自主性を尊重していくよう強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
030	日本テレビ放送網(株)	全体	—	—	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
031	(株)テレビ金沢	全体	—	—	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して、必要性がどこまであり、そのコストは受信料で賄うのかを具体的に示し、合意を得ることが不可欠と考える。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
032	(株)テレビ岩手	全体	—	—	NHKの常時同時配信については、国民視聴者への十分な理解、コンセンサスを得ることが不可欠であると考えます。NHKのネット常時配信は放送事業の補完であり、そのコストは受信料収入で賄うのかという重要な課題について方針を示すべきです。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
033	札幌テレビ放送(株)	全体	—	—	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義、ニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
034	青森放送(株)	全体	—	—	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
035	(一社)日本民間放送連盟	全体	—	—	一方、NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対し常時同時配信を始める社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画(サービス規模、コスト、財源など)を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
036	(株)テレビ信州	全体	—	—	NHKの同時配信については、現在の法律で可能な範囲でニーズに応じ、段階的に取り組むべきです。常時同時配信については、国民・視聴者に対して社会的意義を丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
037	西日本放送(株)	全体	—	—	NHKの常時同時配信については、全国民・視聴者に対してその社会的意義を明らかにし、制度改正の方向性や実施計画を提示した上で、各層の幅広い合意を得ることが最低条件と考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
038	南海放送(株)	全体	—	—	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対しその社会的意義やニーズを丁寧に説明すると共に、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠と考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
039	(株)長崎国際テレビ	全体	—	—	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して常時同時配信を始める社会的意義やニーズ、かかるコストを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
040	(株)静岡第一テレビ	全体	—	—	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して社会的意義やニーズを丁寧に説明することが重要です。制度改正の方向性やいつ頃から予定しているかなど具体的な実施計画を提示し、国民全体の理解を得ることが必要と考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
041	朝日放送(株)	全体	—	—	NHKが目指すテレビ放送の同時配信のあり方を巡る議論にあたっては、その社会的意義や位置づけを丁寧にNHKが説明し、議論を深めることが必要と考えます。その際には、民間放送事業者が行う動画配信ビジネスに競合することがないような配慮の観点が必要と考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
042	個人③	全体	—	—	「(略)このような取り組みは、質の高い放送コンテンツをより手軽に視聴でき、また放送事業者から提供される災害情報が入手しやすくなるなど、(略)」 本行については、前段の文脈からインターネット環境でのコンテンツ提供を意図するものから、以下の様に修正すべきと考える。 「(略)このような取り組みは、“現代社会の情報インフラであるインターネットを介して”、質の高い放送コンテンツをより手軽に視聴でき、また放送事業者から提供される災害情報が入手しやすくなるなど、(略)」	インターネットが現代社会の情報インフラであることは、広く認識されているものと思われまますので、原案のとおりとさせていただきます。
043	個人④	全体	—	—	中間報告では、既存放送局がインターネットでの番組配信について論じられているが、既存のインターネットを主体としている配信事業所について、放送に参入できるという仕組みが抜けており、明らかに一方的な議論がなされてしまっている。競争や機会均等の観点から言えば放送免許の幅広い開放が同時に議論されなければならないと思う。この報告は、既存放送局の視点のみで語られており、公正正大でない。既得権益を守るのではなく、これを機に放送免許の解放、一定期間契約を前提とした入札を取り入れるべきだ。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
044	(一社)日本新聞協会	全体	-	-	メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいてNHKのインターネット利用を容認してきた。ただし受信料制度との整合性をはかり、民間事業者との公正な競争環境を確保することが前提である。 中間報告書案が冒頭で指摘した通り、スマートフォンの普及を背景に視聴デバイスが多様化した結果、10～20代でテレビの視聴時間が減少し、テレビ受信機の保有率が漸減傾向にある。放送コンテンツの配信環境を整備し、コンテンツの適正な製作・流通を確保することで視聴機会を増やすという中間報告書案の趣旨自体には賛同できるが、その内容には問題点もある。 最大の問題点は、同時配信のニーズが十分に検証されていないことだ。本検討委員会の席上、NHKは昨年11～12月に実施した「試験的提供B(テレビ放送同時配信の試験的提供)」について、同時配信の利用率が6.0%にとどまったことを明らかにした。高市総務大臣が指摘した通り「十分にニーズを裏付ける内容になっている」とは言い難い比率だが、本検討委員会ではこの点がほとんど議論されていない。NHKは2019年度の常時同時配信開始に意欲をみせているが、税金に近い性格を有する受信料の相当部分を、ニーズの低い常時同時配信の基盤整備に費やすことの妥当性について、より議論を深めることが必要だと考える。 民間放送事業者とNHKを包含する動画配信プラットフォームの構築に言及していることも問題である。民間放送事業者はそれぞれ、採算性を重視しつつ定額制VODや見逃し視聴等の配信サービスを展開し、自前で配信プラットフォームを立ち上げた社もある。他方、NHKの常時同時配信はあくまで放送の補完手段であり、両者の立ち位置は大きく異なる。仮に既存の民間プラットフォームと競合する形で、NHKなどが出資する新たな配信プラットフォームが設立されるとすれば、現在の公正な競争環境に大きな悪影響が出るおそれもある。本検討委員会で確認された「プラットフォームの構築・参加は事業者の経営判断による」との基本方針を重視しつつ、既存の民間プラットフォームの価値を棄損しないよう配慮しながら検討を進めることが必要だと考える。 高市総務大臣は「NHKの改革は業務、受信料、経営の三位一体で進める」と明言している。本検討委員会も、受信料の在り方を議論している「放送を巡る諸課題に関する検討会」における議論の推移を踏まえつつ、三位一体改革と齟齬(そご)をきたさない、視聴者・国民にとって有益な動画配信環境の在り方について議論を深めることが肝要であると考えている。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えております。
045	(一社)衛星放送協会	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	-	-	多チャンネル放送は多様なコンテンツを提供するメディアとして、その役割を果たし発展してきました。一方、ブロードバンドやスマートフォンの普及によって、放送コンテンツの視聴環境は大きく変化してきております。また、テレビのネット接続率の向上とスマートTVの普及によって放送と通信の融合した新たな放送形態に対応する必要も出てきております。多チャンネル放送事業者によるネット配信は、多様性のある放送コンテンツの視聴機会の拡大に寄与するものであり、視聴者の利便性向上や放送の社会的価値の維持・向上につながるものと考えます。 今回の「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策のあり方について 中間報告書(案)」の、インターネット技術の進展と合わせて放送コンテンツについて同時送信を含めた配信での流通を拡大するという方向性は、国民の利便性向上に寄与するものとして賛同致します	基本的に賛同の御意見として承ります。
046	(株)ワイズ・メディア	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	-	-	「テレビ」という文言について 1.(1)②における「テレビ」は躯体であり、(2)における「テレビ」はテレビ放送を意味します。 用語の意味が異なるので、(2)においては「テレビ放送」と記述すべきです。	原案の表現で1.(1)②における「テレビ」と(2)における「テレビ」の意味が混同されることは無いと考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。
047	(株)毎日放送	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	-	-	モバイル端末の普及、若年層のテレビ離れ、映像コンテンツ配信サービスの広がりといった放送メディアを取り巻く環境変化に対する認識は現実と即している。また配信サービスについてNHKが提案している「放送の補完としての同時配信」と、既にTVerやAbemaTV等民放を含む民間事業者が事業として展開している「コンテンツビジネスとしての様々な配信」について、VOD、ストリーミングを問わず広くサマリーされており、現状の把握としては適切である。	基本的に賛同の御意見として承ります。
048	南海放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(1)4K・8K放送の開始	地上波の4K放送はあくまでも電波にこだわって技術開発を目指すのか、ハイブリッドキャストを使った複合的なサービスとするのか、あるいは通信での伝送を主とするのかなど、設備更新を控えているローカル局にとって重要な課題です。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
049	(一社)衛星放送協会	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(2)ネット配信に関する取組	多チャンネル放送事業者は、4K・8K放送、IPリニア配信対応、110度CSにおける高画質化等の課題に直面しています。また、事業規模が小さく経済環境において厳しい状況下にある事業者も存在しますが、放送コンテンツのネット配信においては、事業規模が小さい事業者でも参画できることにより、多様な放送コンテンツを視聴者へ届け、サービス向上を図っていくことが可能になると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
050	(一社)日本民間放送連盟	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(2)ネット配信に関する取組	NHKの試験的提供の実施結果に関する情報提供は民放事業者にとって参考になっています。本委員会では今後ともNHKから試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告を受け、視聴者ニーズや権利処理の課題などを把握しながら、実態に即した検討を行うよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
051	南海放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(2)ネット配信に関する取組	NHKの試験的提供の実施結果に関する情報提供は民放事業者にとって参考になっています。本案では今後ともNHKから試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告を受け、視聴者ニーズや権利処理の課題などを把握しながら、実態に即した検討を行うよう要望します。 総務省が平成26年度「放送・通信の連携による地域コンテンツ流通促進事業」として展開した「ロコチャン」は、地方局が系列を超えて一同に集って地方コンテンツを紹介する斬新なプラットフォームであり、今後も地方コンテンツのプラットフォーム形成に向けて継続的なご支援を希望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
052	中京テレビ放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(2)ネット配信に関する取組	NHKの試験的提供の実施結果に関する情報は、有用な知見となるはずですが現状、開示が不十分であり、NHKによる視聴者ニーズ等の考察や定量的な評価が妥当なものか、判断できません。 本報告書案では触れられていませんが期間中、同時配信を利用した人は僅か6%であり、視聴ニーズは低いと判断するのが妥当と考えます。 本委員会は継続して、NHKから実施結果の具体的なデータ提供や報告を受け、視聴者ニーズや権利処理の課題などを把握しながら、実態に即した検討を行うよう希望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
053	(株)テレビ朝日	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(2)ネット配信に関する取組	NHKの試験的提供の実施結果は民放事業者が同時配信実施の可能性を探る上で大いに参考になるものであり、放送番組のネット配信に向けた共通課題の解決を図るためNHKからの情報提供は極めて重要と考えます。 NHKから試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告を受け、視聴者ニーズや権利処理の課題等を把握しながら、実態に即した検討が進められるよう要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
054	中京テレビ放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	2016年9月の「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「第一次とりまとめ」で、NHKの業務・受信料・経営の在り方は相互に不可分で一体的な改革が必要、とされており、12月に民放連が「常時同時配信について、NHKに係る制度改革の方向性やサービス規模、コスト、財源などの具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意が不可欠」と指摘したのは、前記の取りまとめの方向に沿ったものです。NHKは常時同時配信や、そのコスト・財源を、放送や受信料制度との関係において、どう位置付けるのか具体的に示し、幅広く丁寧な説明・議論を行い、国民の合意を得るべきと考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
055	中京テレビ放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	12月の「放送を巡る諸課題に関する検討会」で、民放連・在京キー5社が示した「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」「常時同時配信にはクリアすべき課題が多い、ローカル局への影響も懸念」「民放各社の事業や経営判断に制約を与えることは避けるべき」などの基本的な考え方が本案に記載されたことは、今後の検討の出発点を確認する観点から適切であると考えます。 今後の本委員会の検討においても、民間放送の事業環境や、基本的な考えを十分に理解・尊重して頂くよう、強く、要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
056	中京テレビ放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKは2019年に常時同時配信を開始したいとありますが先述のとおり、民放事業者には、同時配信は事業性の乏しさが大きな障害です。常時や放送並みの高機能の実現は、さらにハードルが高いものになります。国民からの受信料収入で運営され、公共放送の拡充として常時同時配信を考えるNHKと、広告収入を主な財源とする事業として同時配信の可能性を模索する民放事業者とは、環境や制約、事情に大きな差異があるのは当然のことです。同時配信においてはこうした両者の事情の違いによって、協力・連携して進めるところと、独立する個別社の自主的な考え・方針に任せるところが併存して当然です。利便性や高機能に重きを置いた、画一的な同時配信の実施を志向する議論は避けるべきだと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
057	(株)テレビ新潟放送網	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKおよびNHKの関連会社が常時同時配信によって収入を得ることは、NHKと民放テレビ局の収益の格差が拡大することにつながり、NHKによる常時同時配信に反対します。従って、NHKが2019年から常時同時配信の本格的なサービスを開始し、段階的に拡充したい意向を示したことは遺憾です。無秩序な常時同時配信が行われれば、キー局発の番組を視聴するのにローカル局は必要なくなり、存立基盤を大きく揺るがすこととなります。このことは民放ネットワーク体制のあり方に大きな影響を与えます。また、現行の地域免許制度など放送制度の根幹が崩れかねない危険をはらんでおり、放送制度やネットワーク体制の在り方から、常時同時配信に反対します。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
058	(株)テレビ新潟放送網	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	地上波の番組をインターネットで同時配信した場合、地上波番組の視聴率は低下することは目に見えており、ローカル局の収益は必ず低下し経営基盤が弱体化します。将来にわたって県民や視聴者に対し、地域に必要な正確な情報を継続的に安定的に提供するために、常時同時配信に反対します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
059	(一社)日本民間放送連盟	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	同時配信について、2016年12月開催の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第13回・14回会合で民放連および在京キー局5社が表明した「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」「常時同時配信にはクリアすべき課題が多い。ローカル局への影響も懸念」「民放各社の事業や経営判断に制約を与えることは避けていただきたい」などの基本的な考え方が本案に記載されたことは、今後の検討の出発点を確認する観点から、適切であると考えます。今後とも本委員会の検討において、民放事業者の基本的な考え方を尊重するよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
060	(一社)日本民間放送連盟	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKは2019年に常時同時配信を開始したい考えを表明し、そのための放送法改正を要望しています。これに対し民放事業者は同時配信の事業性の乏しさが大きな障害であり、常時や放送並の高機能となるときにハードルが高くなります。国民視聴者からの受信料収入で運営され、公共放送サービスの拡充として常時同時配信を目指すNHKと、広告収入を主な財源とする事業として同時配信の可能性を模索する民放事業者では、自ずと事情や制約に大きな差異があります。同時配信においてはこうした両者の事情の違いによって、協力・連携を進めるところと自主独立に任せるところが存在するのは当然です。常時や高機能を前提とする画一的な同時配信の共同事業を志向する議論は避けるべきだと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
061	南海放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	同時配信について、「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」「常時同時配信にはクリアすべき課題が多い。ローカル局への影響も懸念」などの基本的な考え方が本案に記載されたことは、適切であると考えます。今後とも民放事業者の基本的な考え方を尊重するよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
062	南海放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	国民視聴者からの受信料収入で運営され公共放送サービスの拡充として常時同時配信を目指すNHKと、広告収入を主な財源とする民放事業者とは事情や制約に大きな差異があります。相当な時間をかけ、幅広く議論し、国民の考えを反映したうえで、合意を得るべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
063	南海放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKは同時配信実験の結果を一部明らかにしていますが、同時配信の利用者はわずか6%と、現時点においてそのニーズは低いと言えます。NHKは今後の試験的提供について、同時配信に対する視聴者ニーズをより精緻に検証し、また地域情報確保の観点から地域制御も実証に加えるなどし、その結果を民放事業者とも共有し、検討すべきと要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
064	テレビ東京(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	同時配信について、2016年12月開催の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第13回・14回会合で、弊社をはじめ民放連・在京キー各社が「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」「民放各社の事業や経営判断に制約を与えることは避けていただきたい」と表明したことは、今後とも本委員会の検討において、民放事業者の基本的な考え方として尊重されることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
065	テレビ東京(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKは2019年に常時同時配信を開始したい考えを表明していますが、受信料収入で運営されるNHKと、広告収入を主な財源とする民放事業者とは、自ずと事情や制約に大きな差異があり、その両者に同時配信での共同事業を前提とするような議論は避けるべきだと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
066	(株)長崎国際テレビ	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKの常時同時配信については、NHKの配信事業そのものが放送の補完であるべきと考えます。その上で、コストの具体的な試算とそのコストは受信料で賄うのかどうかという重要な課題について、早急に方針を示すべきです。常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきと考えます。それには、相当の時間をかける必要があります。NHKは試験的提供を通じて同時配信の実証を行い、その結果を一部明らかにしていますが、同時配信の利用者はわずか6%と、放送番組の常時同時配信へのニーズは低いと言えます。また、全国一律での同時配信実験を行っていますが、地域情報確保の観点からも不十分です。したがって、NHKは今後の試験的提供について、同時配信に対する視聴者のニーズをより精緻に検証し、地域情報確保の観点から地域制御も実証に加えるなどして、その結果を民放事業者等とも共有すべきです。また、民放各社の経営判断のための要素として、全国一律配信にかかるコストと地域制御をかけた場合のコストの差違、想定される民放各局との協議事項などなどについての情報開示や、議論も併せて進めていただきたい。NHKは今後とも民放事業者に試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告をし、実態に即した検討を行うよう要望します。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
067	日本テレビ放送網(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKの常時同時配信については、NHKの配信事業そのものが放送の補完であるべきと考えます。その上で、コストの具体的な試算とそのコストは受信料で賄うのかどうかという重要な課題について、早急に方針を示すべきです。常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきと考えます。それには、相当の時間をかける必要があります。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
068	日本テレビ放送網(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKは試験的提供を通じて同時配信の実証を行い、その結果を一部明らかにしていますが、同時配信の利用者はわずか6%と、放送番組の常時同時配信へのニーズは低いと言えます。また、全国一律での同時配信実験を行っていますが、地域情報確保の観点からも不十分です。したがって、NHKは今後の試験的提供について、同時配信に対する視聴者のニーズをより精緻に検証し、地域情報確保の観点から地域制御も実証に加えるなどして、その結果を民放事業者等とも共有すべきです。NHKは今後とも民放事業者に試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告をし、実態に即した検討を行うよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
069	(株)フジテレビ	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKと民放事業者の制度的な相違点について言及されている通り、現行制度では、同時配信の実施にあたり一定の制約があるNHKと、特段制約のない民放事業者の違いを十分踏まえる必要があると考えます。両者が今後検討していく同時配信の方向性、具体的な姿が必ずしも一致するとは限らないという認識に立って、今後の議論が進められることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
070	讀賣テレビ放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKは、常時同時配信のコストの試算とそのコストを受信料で賄うのかどうかなど、自らの考え方を早急に提示すべきである。常時同時配信のコストを受信料で賄うのであれば、時間をかけて国民各層が参画できる議論を経て、国民的な合意を得ることが不可欠であると考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
071	中部日本放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	「現時点では、常時同時配信の事業性を見出し難いため、同時配信は、出来るところから段階的に行うべきであり、NHKによる常時同時配信については、民間企業の事業展開への配慮が不可欠」という意見に同意します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
072	中部日本放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKの実証実験結果からだけでは同時配信に対するニーズがあるとは言いきれないにもかかわらず、NHKが国民への説明も不十分のまま、2019年における常時同時配信開始を推し進めることによって、諸課題の解決が安易な妥結、決定に至り、民放の常時同時配信化が一層困難となることのないよう、民放の事業展開への配慮を要望します。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
073	関西テレビ放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	インターネットによる同時配信に関する議論の中で、民放連あるいは民間放送事業者の考え方が掲載されていることは今後議論をすすめていくうえでの起点として評価します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
074	(株)サガテレビ	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	「現時点では、常時同時配信の事業性を見出し難いため、同時配信は、出来るところから段階的に行うべきであり」は、同時配信の必要性については認識しているものの、実施に伴うコストがはつきりせず、地方局にも負担可能なコストになるのかどうか不安があります。また事業性に乏しいサービスを継続するには、地方局には体力(財務)の限界があります。そうした中、NHKが先行して同時配信を行うと、配信方式やインフラ、権利処理等が、NHKのルールで決まってしまう恐れがあり、民放との二元体制を維持する観点からも、民放の不利とならないようなNHKの取り組みを希望します。以上のことから、「出来るところから段階的に行うべき」には慎重な対応が必要だと考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
075	(株)テレビ金沢	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKは、全国一律での同時配信実験を行っているが、地域情報確保の観点からは不十分である。今後は、地域情報確保の観点から、視聴者ニーズをより細かく検証し、さらに地域制御も実証に加えるなどして、その結果を民放事業者等とも共有すべきである。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
076	札幌テレビ放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKの常時同時配信については、NHKの配信事業そのものが放送の補完であるべきと考えます。その上で、コストの具体的な試算とそのコストを受信料で賄うのかどうかという重要な課題について、早急に方針を示すべきです。常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、現状の受信料制度の在り方の再検討も含めて幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきと考えます。それには、相当に時間をかける必要があります。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
077	札幌テレビ放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKは試験的提供を通じて同時配信の実証を行い、その結果を一部明らかにしていますが、同時配信の利用者はわずか6%と、放送番組の常時同時配信へのニーズは低いと言えます。また、全国一律での同時配信実験を行っていますが、地域情報確保の観点からも不十分です。NHKは同時配信においても、地域情報を重視する使命があると考えます。したがって、NHKは今後の試験的提供について、同時配信に対する視聴者のニーズをより精緻に検証し、地域情報確保の観点から地域制御も実証に加えるなどして、その結果を民放事業者等とも共有すべきです。NHKは今後とも民放事業者に試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告をし、実態に即した検討を行うよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
078	青森放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKの常時同時配信については、NHKの配信事業そのものが放送の補完であるべきと考えます。その上で、コストの具体的な試算とそのコストを受信料で賄うのかどうかという重要な課題について、早急に方針を示すべきです。常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきと考えます。それには、相当の時間をかける必要があります。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
079	青森放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKは試験的提供を通じて同時配信の実証を行い、その結果を一部明らかにしていますが、同時配信の利用者はわずか6%と、放送番組の常時同時配信へのニーズは低いと言えます。また、全国一律での同時配信実験を行っていますが、地域情報確保の観点からも不十分です。したがって、NHKは今後の試験的提供について、同時配信に対する視聴者のニーズをより精緻に検証し、地域情報確保の観点から地域制御も実証に加えるなどして、その結果を民放事業者等とも共有すべきです。NHKは今後とも民放事業者に試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告をし、実態に即した検討を行うよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
080	西日本放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKの常時同時配信はあくまで放送の補完であることを前提として、コストの試算やコストと受信料の関係など、重要な課題について早急に明らかにすべきです。その上で、国民全体の問題として幅広く議論し、時間をかけて国民の合意を得る必要があると考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
081	西日本放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKの試験的同時配信の結果から、現時点における番組の常時同時配信に対するニーズの低さが明らかになりました。また、全国一律内容での実験であり、地域情報確保の観点からも不十分です。NHKに対しては地域制御も加えた実証実験を行うことでより正確な視聴ニーズを把握し、その結果を民放事業者と共有するよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
082	(株)テレビ信州	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKの常時同時配信については、NHKの配信事業そのものが放送の補完であるべきと考えます。その上で、コストの具体的な試算とそのコストを受信料で賄うのかどうかという重要な課題について、早急に方針を示すべきです。常時同時配信のコストは受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきと考えます。それには、相当の時間をかける必要があります。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。))において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
083	(株)テレビ信州	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKは試験的提供を通じて同時配信の実証を行い、その結果を一部明らかにしていますが、同時配信の利用者はわずか6%と、放送番組の常時同時配信へのニーズは低いと言えます。また、全国一律での同時配信実験を行っていますが、地域情報確保の観点からも不十分です。したがって、NHKは今後の試験的提供について、同時配信に対する視聴者のニーズをより精緻に検証し、地域情報確保の観点から地域制御も実証に加えるなどして、その結果を民放事業者等とも共有すべきです。NHKは今後とも民放事業者に試験的提供の実施結果に関する具体的なデータ提供や報告をし、実態に即した検討を行うよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
084	日本海テレビジョン(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKによる同時配信は公共放送の三位一体の改革が大前提です。特に国民負担を伴うコスト面の議論は、早急に方針を示し時間をかけて幅広く行う必要があります。又、ローカル局が同時配信に事業性を見だし難い現時点でNHKの同時配信が開始されることの影響は民間企業にとって大きいと考えます。民間企業への配慮がなされるべきであると要望します。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
085	(株)静岡第一テレビ	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKの常時同時配信については、本来業務ではなく、放送の補完であるべきと考えます。実施の是非については、コストの具体的な試算を出し、その費用は受信料で賄うのかどうかを、NHKが方針を出した後に議論すべきです。常時同時配信のコストは、受信料制度という国民全体に関わる問題であるため、時間をかけて幅広く議論し、国民の考えを反映させ、合意を得るべきと考えます。	NHKの同時配信の在り方については、現在、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「諸課題検討会」という。)において検討が進められており、本委員会においては、今後とも諸課題検討会における検討状況を踏まえながら、放送コンテンツの製作・流通の促進方策について検討を進めていくことが適当と考えております。
086	(株)静岡第一テレビ	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKの試験的提供では約5000人の参加者に対し、同時配信の利用者は6%と放送番組の常時同時配信へのニーズは低いと考えます。また、全国一律での同時配信実験は、地域情報確保の観点からも不十分です。今後の試験的提供についてNHKは、同時配信に対する視聴者のニーズをより精緻に検証し、地域情報確保の観点から地域制御も実証に加えるなどして、その結果を民放事業者等とも共有すべきです。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
087	(株)静岡第一テレビ	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKには、今後とも民放事業者に対して実証実験の実施結果に関する具体的なデータの提供や報告を求めます。そして実態に即した検討を行うよう要望します。具体的には①全国の番組を全国で放送、②地域の番組を全国で放送、③地域の番組を地域で放送、などエリアを限定した場合、しない場合など各々の配信コストや視聴者の反応なども検証すべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
088	(株)テレビ朝日	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	2. 放送事業者の取組	(3)「放送を巡る諸課題に関する検討会」における同時配信に関する議論	NHKは2019年に常時同時配信を開始したい意向を表明していますが、一方で民放事業者にとっては事業性の見通しが立たないことが同時配信を実施する上では、最大の難関となっています。国民視聴者からの受信料収入で運営され、公共放送サービスの拡充策の一環として常時同時配信を目指すNHKと、広告収入を主な財源に、事業として同時配信の可能性を模索する民放事業者では、その経営形態に大きな違いがあることを踏まえた検討が不可欠です。放送番組のネット配信においては、両者の事情の違いによって、協力・連携を進める部分と自主独立に任せる部分を切り分けて検討が進められることを強く要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
089	(株)フジテレビ	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	3. 諸外国における放送事業者の動向性	-	本項では、諸外国の同時配信のサービス内容や普及状況が紹介されていますが、日本において同時配信を推進する際の大きな課題の一つが権利処理であることを踏まえ、今後の議論にあたっては、諸外国の権利処理の事例も参考にしながら進めることを提案します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
090	札幌テレビ放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	4. 放送サービスの高度化の方向性と課題	-	配信の4K化が進めば、2K地上波が見劣りしていく事は明白で、地上波の価値を低下させます。まずは地上波でも4K伝送が可能となる研究および普及をすすめ、地上波の4K対応が整った上で、配信の4K化も進めていくのが順序と考えます。	御意見として承ります。
091	(株)サガテレビ	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	4. 放送サービスの高度化の方向性と課題	-	「放送事業者は、同時配信等のネット配信サービスを提供することにより、視聴データ等の視聴者の行動に関するデータを取得することも可能となる。こうしたデータは、放送コンテンツに対する視聴者ニーズの詳細な分析などの放送事業への活用だけでなく、デジタルマーケティング(ターゲティング広告やマーケティングプランニング等)などの分野にも有効に活用できる可能性があり、従来の放送事業の枠を超えた新たな事業の展開に繋がる可能性もある。」は、特に地方局の広告収入減の歯止めにつながる可能性があるため賛同いたします。加えて、これらの実証事業を行い、同時配信の開始時から、付加サービスの一つとして実施できることを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
092	RKB毎日放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	4. 放送サービスの高度化の方向性と課題	-	「放送事業者によるネット配信の拡大はより多くの放送コンテンツの視聴拡大に寄与する」との記述に賛同します。また、「4Kテレビの普及やテレビ向けのネット配信は、多くの放送事業者に4Kコンテンツ制作・流通する機会を広げることに寄与することが期待される」との記述に賛同します。但し、今後、地方放送事業者を含めた多くの放送事業者が参画可能な環境整備が不可欠と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
093	(株)東京放送ホールディングス	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	4. 放送サービスの高度化の方向性と課題	-	【同時配信の実施の方向性に係る意見】として上げられた、以下の4つの意見や問題意識について賛同いたします。 ・若年層を中心にテレビ離れが進み、放送業界が危機的な状況に陥る前に早急に検討することが必要。 ・公共放送としての使命や、受信料という財源を持つNHKと、広告収入で成り立つ民放の構造の違いも念頭に置くことが必要。 ・同時配信を検討するにあたっては、各社のビジネス戦略に十分に配慮することが不可欠。 ・事業戦略によりネット同時配信をあえて行わない番組もあることも配慮。 特に2項目以降の意見内容に関しては、十分認識し、その前提のもと、今後の検討に当たるよう強く要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
094	関西テレビ放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	4. 放送サービスの高度化の方向性と課題	-	スマートフォン、PCや4Kテレビ向けネット配信の需要は理解できますが、特に同時配信についてはビジネスモデル、技術面など課題が多く十分な検討が必要と考えます。また、同時配信での地域制御に関する記載があまり見当たりませんが、今後具体的な検討を行うにあたっては避けて通れない課題であるものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。また、その中で、地域受信制御についても併せて検討していくことが重要と考えております。
095	西日本放送(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	4. 放送サービスの高度化の方向性と課題	-	地方の民放事業者にとって、同時配信のビジネス上のメリットは現時点で全く見えていません。視聴率低下、広告収入減少、コスト増大などの懸念がある上に、これまでネットワーク各局を支えてきた県域放送制度というビジネススキームが大きく揺らぐのではないかと不安もあり、同時配信は地方局にとってマイナスの影響ばかりが目立ちます。同時配信はあくまで民放各社の経営判断によって取り組むものであり、常時同時配信をNHKが先行実施することなどによって、民放各社の事業スキームの選択肢が制限されることがないよう強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
096	(株)毎日放送	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	4. 放送サービスの高度化の方向性と課題	—	「放送の補完としての同時配信」と「コンテンツビジネスとしての様々な配信」は、モバイル端末上で放送コンテンツが視聴できるという点で表面上は同じように見えるが存在意義は全く異なり明確に区別して扱う必要がある。 前者は、本文中「災害時等における情報伝達手段としての役割も期待され、(P23/6行目)」とあるように、生活者が発災時等に情報源として頼りにし得る体制で運用されなければならない、地上テレビ放送の放送制度を前提した「放送に準じる」べきものである。 一方後者は、「ネット配信が拡大することによって、コンテンツ市場全体の成長に繋がることも期待される(P23/12行目)」とあるように、放送事業者に限らず国内外の様々な事業者が参入してしるぎを削る、営利を目的とする事業活動であって、そこで何をどう伝えるかは各々の事業者が主体的に決めるべき「ビジネスそのもの」であって、そこに発災時等の情報源としての役割を求めることは馴染まない。 以上を踏まえるとき、本節の記述は「放送の補完としての同時配信」と「コンテンツビジネスとしての様々な配信」の区別が明確でなく、方向性と課題の提示としては不十分と言わざるを得ない。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
097	KDDI(株)	第1章放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性	4. 放送サービスの高度化の方向性と課題	—	中間報告書(案)の通り、同時配信の実施に関して、今後さらに具体的に検討するにあたり、放送事業者のみならず、通信事業者を含めステークホルダー間の連携が必要であると考えます。 同時配信のサービス内容・規模に応じ、流通するトラフィック量が異なることから、精緻な需要予測が必要であり、そうした需要予測を踏まえ、通信ネットワークに与える影響等の課題についてステークホルダー間で連携しながら解決し、放送サービスの高度化を図っていくことが重要であると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、同時配信の円滑な展開を図っていくためにはその需要や配信される映像の高精細化を想定し、第5世代移動通信システムをはじめとする通信ネットワークの高度化を踏まえつつ、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信する場合の具体的方策について、放送事業者や通信事業者などの関係者が連携して検討していくことが重要と考えております。
098	日本テレビ放送網(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	本「検討委員会」及びTFでの検討に当たっての基本的な考え方として、 ・想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない。 ・検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない。 と明記されたことは当社を含めた民放事業者の主張に沿ったものであり、今後の検討や実証実験においてもこの考え方を尊重するよう、強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
099	日本テレビ放送網(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は民放事業者にとって重要課題ですが、すぐれて個別社の事業戦略や具体的な取引に関係するため、行政の場における公の検討にはふさわしくありません。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
100	中京テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	当コスト試算や課題抽出等に係る検討にあたり、「想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない」「試算の対象は配信に係るシステムであり、放送事業者設備の改修・コンテンツ製作・権利処理・ユーザーインターフェース・サービスの宣伝費等及び通信事業者のネットワークに関するコストは対象外である」「検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない」との、基本的な考え方が明記されたことは、民放事業者の経営判断に制約を加えるものでないことを明確にする観点から適切であると考えます。今後の検討や、実証実験においても、民間事業者の判断に重きを置き、この考え方が尊重・堅持されるよう強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
101	中京テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は民放事業者にとって重要課題ですが、個別社の経営方針や事業戦略、また具体的な取引に関係するものであり、行政の場における公の検討には相応しくなく、当然、その結果の取り扱い、受け止めには、十分な注意と慎重さ、検討と関係者の合意が必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
102	札幌テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	本「検討委員会」およびタスクフォースでの検討に当たっての基本的な考え方として、 ・想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない。 ・検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない。 と明記されたことは当社を含めた民放事業者の主張に沿ったものであり、今後の検討や実証実験においてもこの考え方を尊重するよう、強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
103	札幌テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は民放事業者にとって重要な課題ですが、個別社の事業戦略や具体的な取引に関係するため、行政の場における公の検討にはふさわしくありません。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
104	個人③	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	本件については、NHKが24時間365日のモバイル向け同時配信実施の要望から端を発したものであると理解しているが、先の総務大臣コメントにもあったように、そもそもモバイル向け同時配信サービスの位置づけ、及びビジネス面での議論が不十分であり、実施方法についての技術論に終始していた事に疑問を感じ得ない。この議論が不十分であったため、NHK/民放の共通サービスで実施する是非の妥当性、並びに民放各社の積極的賛同が見出せなかったのではと思われる。 1) 放送サービスの補完の位置づけとするのであれば、放送されているものをそのまま配信する事が大前提となり、現在の放送サービスの全てを実施する為の技術的検討をする事になる。(今回はこちらの前提での検討であるのは明白) 2) あくまで、放送の付加的サービスとしての位置づけとするならば、特定番組、または災害時の緊急性の高い事項だけの同時配信となり、技術的検討についても限定的になる。	御意見として承ります。
105	(株)テレビ新潟放送網	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	常時同時配信を実施するためシステムを構築するには、中間報告書(案)に記載のとおり、多額の費用がかかり、事業性が見出せません。従いまして、常時同時配信に反対します。	御意見として承ります。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えており、常時同時配信を前提としたものではありません。
106	青森放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	本「検討委員会」及びTFでの検討に当たっての基本的な考え方として、「想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない。」 「検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを 検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない。」と明記されたことは民放事業者の主張に沿ったものであり、今後の検討や実証実験においてもこの考え方を尊重するよう、強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
107	青森放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は民放事業者にとって重要課題ですが、すぐれて個別社の事業戦略や具体的な取引に関係するため、行政の場における公の検討にはふさわしくありません。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
108	(一社)日本民間放送連盟	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討にあたっては、「想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない」「試算の対象は配信に係るシステムであり、放送事業者設備の改修・コンテンツ製作・権利処理・ユーザーインターフェース・サービスの宣伝費等及び通信事業者のネットワークに関するコストは対象外である」検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない」との「基本的な考え方」が本案に明確に記載されたことは、民放事業者の経営判断を制約するものでないことを明確にする観点から極めて適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
109	(一社)日本民間放送連盟	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は民放事業者にとって重要課題ですが、すぐれて個別社の事業戦略や具体的な取引に関係するため、行政の場における公の検討にはふさわしくありません。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
110	(株)テレビ信州	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	本「検討委員会」及びTFでの検討に当たっての基本的な考え方として、 ・想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない。 ・検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない。 と明記されたことは民放事業者の主張に沿ったものであり、今後の検討や実証実験においてもこの考え方を尊重するよう、強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
111	(株)フジテレビ	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	同時配信にかかるコスト試算や課題抽出にあたり、『基本的な考え方』として『想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない』、『検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない』と明記されたことは、民放事業者の経営選択の自由度を確保する観点から極めて適切です。今後の同時配信の議論や検討においても民放事業者の自主性が最大限尊重されるよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
112	テレビ東京(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討にあたっては、「想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない」「検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない」との「基本的な考え方」が本案に明確に記載されたことは、民放事業者の経営判断を制約するものでないことを明確にする観点から極めて適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点からは、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
113	(株)東京放送ホールディングス	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討にあたっては、「想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない」、検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない」との「基本的な考え方」が本案に記載されたことは、民間放送事業者の経営判断を制約するものではないことを明確にしており、極めて適切な記述であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
114	讀賣テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	同時配信に関しては、民放にとって、コストの低廉化だけでなく、視聴者ニーズの有無や地域放送免許制度に由来するビジネスモデルとの関係が重要な課題となっている。 そのため、本報告書に ・想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない。 ・検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない。 と明記されたことは民放事業者の主張に沿ったものであり、今後の検討や実証実験においてもこの考え方を尊重するよう、強く要望する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
115	讀賣テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は民放にとって重要課題だが、すぐれて個別社の事業戦略や具体的な取引に関係するため、行政の場における公の検討にはふさわしくないと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
116	(株)静岡第一テレビ	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	「検討委員会」での基本的な考え方として ・想定するシステム構成パターンや試算結果は、今後の放送事業者のシステム構成やサービスを制約するものではない。 ・検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない。と明記されたことは当社を含めた民放事業者の主張に沿ったものであり、今後の検討や実証実験においてもこの考え方を尊重するよう、強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
117	(株)テレビ朝日	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	「検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない」とした「基本的な考え方」は適切であり、今後、実証実験を行う際にもこの考え方が継承されることを要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
118	(一社)衛星放送協会	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	ブロードバンド、スマートフォンの普及によって放送コンテンツ視聴のプレシフト化が進んでおり、外出先でもどこでも放送コンテンツを試聴できるという環境は視聴者にとっては利便性の面で非常に大きな利益であり、今後さらに進んでいくことは確実であると考えます。 多チャンネル放送に関しては、難視聴地域でBS、CS放送に必要な電波を受信できないという環境の視聴者も数多く存在していることから、放送の同時配信が進むことには賛同するところであり、 なお、同時配信に関しては一部、慎重に取り進めるべきとの意見があったことを申し添えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
119	(一社)衛星放送協会	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	—	中間報告書(案)では、「複数の放送事業者が共同のプラットフォームを構築」「地方の事業者を含めたできるだけ多くの事業者が参加できるハードルの低い方法を考えるべき」と指摘されています。地上放送に加えて、衛星放送・ケーブルテレビによる多チャンネル放送も、視聴者からの支持を得ています。同時配信に向けて共同のプラットフォーム構築を推進するにあたっては、個々の放送事業者の判断を尊重した上で、利用を希望する多チャンネル放送事業者の参加も可能な仕組みとすることの検討をお願いします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
120	南海放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(1)コスト試算による評価及び課題	モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討にあたっては、「想定するシステム構成やサービスを制約するものではない」「検討結果は、放送事業者がネット同時配信サービスを検討する際の参考に資するものであり、各放送事業者のネット同時配信サービスの実施時期・内容などを決定するものではない」との基本的な考え方が本案に明確に記載されたことは民放事業者の主張に沿ったものであり、今後の検討や実証実験においても、この考え方を尊重するよう強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
121	南海放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(1)コスト試算による評価及び課題	インターネットを活用した動画配信の継続可能なビジネスモデルの開発は、民放事業者にとって重要課題ですが、すぐれて個別社の事業戦略や具体的取引に關係する為、行政の場における公の検討にはふさわしくないと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
122	西日本放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(1)コスト試算による評価及び課題	同時配信の事業スキームの検討は民放事業者にとって今後の大きな課題ですが、あくまで民放各社の経営判断によって取り進むものであり、行政が一方向的に検討を進めるべきではないと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
123	(株)東京放送ホールディングス	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(1)コスト試算による評価及び課題	コスト試算に使用した一人当たりの平均視聴時間・画質の平均ビットレート・CDN単価等の前提条件は、実際にサービスを行った場合、視聴者のニーズ・更なる環境の変化によってかなり変動する要素であると考えます。 また付加機能についても実際にはない仕組みの構築であるため、開発費・ランニングコストについても変動要素は大きいと考えます。 よって、今回の全体のコスト試算はあくまでもひとつの想定であり、誤解を与えないよう、その点をより明確に記載されることを要望いたします。	本報告書(案)で示されたコストは、一定の前提条件の下で、想定するシステム構成に基づき試算したものです。 また、試算の課題として、「実際に開発した場合には、今回示した試算を大きく上回るコストが発生する可能性があり、実際に開発すべき機能や方式を具体化していくことが必要」であること、「実際のサービス提供を想定したCDNコストを推計するためには、トラフィック需要を推計するためのデータを収集することが必要」であることを本報告書(案)P38に記載しております。
124	関西テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(1)コスト試算による評価及び課題	放送コンテンツの同時配信は、放送事業者個々の判断で委ねられるべきであり、その前提でコスト試算や課題抽出等が検討された事は妥当であり、その検討結果はサービスを検討する際の参考に資するものと考えます。 多くの事業者が参加する可能性の中でのビジネスモデルに向けた具体的な材料とするためには、今後の実験、検証作業がきわめて重要であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
125	(株)東京放送ホールディングス	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(1)コスト試算による評価及び課題	「データ放送機能」や「番組表配信」など、放送サービスと同等のサービスを同時配信で実現するための機能などを「付加機能」とされました。 このそれぞれの付加機能については、視聴者のニーズを踏まえ、放送事業者の判断で行うものであり、過度な負担とならないことが重要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
126	日本テレビ放送網(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2)今後取り組むべき事項	今後、複数の放送事業者が連携した実証事業を行なうことが記載されていますが、具体的な進め方については放送事業者の意向をまず国側が十分に汲み取って検討していくことを要望します。災害情報配信機能などの各種追加機能も網羅するような実験は、単年度にとどまらず、複数年度にわたって様々な角度から行い、チェックし、精度を高めるべきです。国民のニーズを正確に把握し、放送事業者にとって、事業性の判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけ、行っていくべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
127	中京テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2)今後取り組むべき事項	複数の放送事業者が連携した実証事業を行なうと、記載されています。この実証の検討にあたっては、放送事業者にとって事業性の判断に資する内容となるよう、国民のニーズを正確に把握し、まず国が放送事業者の意向を十分に汲み取り、丁寧に時間をかけて検討していくことを要望します。 この実証を実施する場合には、関係者(放送番組等)に関わる権利者、広告主等)へは、実施主体である国の責任において丁寧に説明を行い、十分な理解と協力を得るよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
128	札幌テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2)今後取り組むべき事項	今後、複数の放送事業者が連携した実証事業を行うことが記載されていますが、具体的な進め方については放送事業者の意向をまず国側が十分に汲み取って検討していくことを要望します。 災害情報配信機能などの各種追加機能も網羅するような実験は、単年度にとどまらず、複数年度にわたって様々な角度から行い、チェックし、精度を高めるべきです。国民のニーズを正確に把握し、放送事業者にとって、事業性の判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけ、行っていくべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
129	札幌テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2)今後取り組むべき事項	複数の放送事業者による連携を想定した場合、特定の放送エリアをモデル地区とし、国の全額補助の下、エリアの全局が参加する形で行うことが現状を正確に把握するためのデータ取得方法として望ましいと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
130	(株)サガテレビ	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2)今後取り組むべき事項	「今回のコスト試算による評価及び課題を踏まえ、効率的な配信システムの構築、通信ネットワークへの影響やサービスの安定性確保及び地方の放送事業者を含めた多くの放送事業者が参加できるための仕組みを検討するため、今後、複数の放送事業者が連携した実証事業を行い、以下の事項について検討を進めることが不可欠である。」は、賛同いたします。 加えて、同時配信実施にかかる具体的なコスト(概算)が早期に提示される事を希望します。今後、放送事業者は2020年後にマスター設備等の主要な放送設備の更新を控えており、又、2020年以降は広告収入が不透明ということもあり、同時配信のコストを、設備投資計画に早く盛り込むことが、経営計画、必要だと考えています。特に同時配信のイニシャルコストについては、民放テレビ全局で、負担金名目の徴収(暫定の金額で構わない)を現時点から始めておくべきで、民放全体のプール金としてストックしておき、導入時の原資とされることを希望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。 また、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的な方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。
131	個人③	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2)今後取り組むべき事項	多くの放送事業者が参加できる仕組みの検討…とあるが、これまでの議論に於いて各局(特にキー局)は個別での実施検討方針を表明しており、検討、並びに実証実験をどの様に進めて行くのかについての具体的な方策についての提示が不可欠かと考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
132	(株)テレビ新潟放送網	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2)今後取り組むべき事項	「複数の放送事業者が連携した実証事業を行い…」と記載してありますが、実証事業は、常時同時配信の実施を前提とした事業であり反対します。	御意見として承ります。 なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えており、常時同時配信を前提としたものではありません。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
133	青森放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	今後、複数の放送事業者が連携した実証事業を行なうことが記載されていますが、具体的な進め方については放送事業者の意向をまず国側が十分に汲み取って検討していくことを要望します。災害情報配信機能などの各種追加機能も網羅するような実験は、単年度にとどまらず、複数年度にわたって様々な角度から行い、チェックし、精度を高めるべきです。国民のニーズを正確に把握し、放送事業者にとって、事業性の判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけ、行っていくべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
134	東海テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	「効率的な配信システムの構築、通信ネットワークへの影響やサービスの安定性確保及び地方の放送事業者を含めた多くの放送事業者が参加できるための仕組みを検討するため、今後、複数の放送事業者が連携した実証事業を行い、検討を進めることが不可欠である。」とあります。「災害情報配信機能」等々様々な動画配信サービスの機能の共通化や、配信システムの共同利用等々を、地方の放送事業者含めて実証事業を通して検討していくことには賛同します。但し、同時配信のニーズは、災害ニュースや、スポーツライブにはあるものの、24時間ネット同時配信のニーズはかなり乏しいものと思われ、現段階では、多額の設備投資に見合うビジネスモデルが見通せていないのが実情です。実証事業を行うことと、常時同時配信の是非の議論は別物であり、結論ありきの拙速な議論にならぬよう、常時同時配信に関しては、地方の放送事業者の意見も踏まえ慎重に検討していくことを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。 また、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えており、常時同時配信を前提としたものではありません。
135	(一社)日本民間放送連盟	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	複数の放送事業者が連携した実証実験を行う際、その実施主体である国は関係者(放送事業者や放送番組等)に関わる権利者、広告主・広告会社の事業者団体など)へ丁寧に説明を行い、十分な理解と協力を得て実施することを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
136	(株)テレビ北海道	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	報告にある通りコンテンツ配信に付加する機能、特に地方の放送事業者として重要な機能となる「災害情報配信機能」「地域受信制御機能」の実現方式、機能の標準化・共通化を実証事業で取り組み、検討を進めてほしい。	基本的に賛同の御意見として承ります。
137	中部日本放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	「放送事業者が動画配信を行うにあたってニーズがあると思われる「地域受信制御機能」、「視聴ログ」といった機能については、開発に係るコストの効率化を図る観点から、複数の放送事業者が連携し、視聴者のニーズを踏まえ、具体的な実現方式や機能の標準化・共通化を検討していくことが重要である」という意見は、まさにその通りと考えます。放送と通信を連携させたサービスの提供の実現はローカル局の新たな事業機会の拡大につながるという可能性は感じています。しかし、その実現に当たっては、放送法81条1項2号に定められているNHKの地方向け放送番組を有する義務や、民間放送の地域免許制度など放送制度との整合を十分に考慮すべきであり、同時に「地域制御機能」の構築は不可欠と考えます。また「視聴ログ」に関しても、国において、データ活用に係る実証実験などからの技術および知見の共有を進めておられますが、通信技術が急速に変化する中、データ取得及び利活用などに関して法制度が追いついていない現状もあるため、規定の整備を進めることも要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
138	西日本放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	今後、複数の放送事業者の連携による実証実験を実施しようとする場合は、まず放送事業者側の意向を国側が十分に汲み取った上で進めるよう希望します。実証実験は丁寧に時間をかけて精度を高め、国民のニーズを正確に把握し、放送事業者にとって有益なデータを得られるものとなるよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
139	(株)テレビ信州	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	今後、複数の放送事業者が連携した実証事業を行なうことが記載されていますが、具体的な進め方については、まず国側が放送事業者の意向を十分に汲み取ってから検討していくことを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
140	(株)毎日放送	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	本報告書が対象とする同時配信が「放送の補完としての同時配信」なのか、「コンテンツビジネスとしての様々な配信」なのか不明確ではあるものの、いずれの場合であってもシステム機能、トラフィック需要、共同利用によるコスト削減効果等についての検討は重要であり、実証事業を行なうことは適切である。またその実施においては、より多くの地方の放送事業者が参画できるよう、システム機能やスキームの設計に際して、NHKや在京キー局だけでなく地方の放送事業者の意向を十二分に取り込むことに留意すべきである。	基本的に賛同の御意見として承ります。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
141	(株)東京放送ホールディングス	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	今後、複数の放送事業者が連携した実証実験を行う際には、関係者への説明や実証実験のための環境づくりなど、国としてもしっかりと協力いただきたいと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
142	日本海テレビジョン(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	今回のコスト試算をふまえ、地方放送事業者にとって初期費用、ランニングコストは、ビジネスモデルとなりうるものでないと判断されます。今後複数の放送事業者が連携した実証事業を行うということが記載されていますが、地方局が対応できるより具体的な事業性の判断材料となるような方策が検討されることを強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
143	(株)長崎国際テレビ	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	今後、複数の放送事業者が連携した実証事業を行なうことが記載されていますが、具体的な進め方については放送事業者の意向をまず国側が十分に汲み取って検討していくことを要望します。災害情報配信機能などの各種追加機能も網羅するような実験は、単年度にとどまらず、複数年度にわたって様々な角度から行い、チェックし、精度を高めるべきです。コスト試算でイメージされている配信システムの各種付加機能は、現行の地上波放送と同等のサービスが必要なのか国民のニーズを正確に把握し、過剰なサービス、高コストな配信システムとならないよう十分な検討が必要と考えます。放送事業者にとって、事業性の判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけ、行っていくべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
144	(株)静岡第一テレビ	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	今後、民放を含めた複数の放送事業者が参加した実証事業を行なうことが記載されていますが、具体的な進め方については放送事業者各社の意向をまず国側が十分に汲み取って検討していくことを要望します。災害情報配信機能などの各種追加機能も網羅するような実験は、単年度にとどまらず、複数年度にわたって様々な角度から行い、チェックし、精度を高めるべきです。国民のニーズを正確に把握し、民放各社にとって事業性があるか判断できる材料となるよう、丁寧に時間をかけて行っていくべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
145	(株)テレビ朝日	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	複数の放送事業者が連携した実証実験を行う場合は、事前に放送事業者や放送番組に関わる権利者、広告主・広告会社等に、国が実験の趣旨を丁寧に説明し、十分な理解と協力を得て実施することを要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。
146	南海放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	今後、複数の事業者が連携した実証事業を行なうことが記載されていますが、具体的な進め方については、国民のニーズを正確に把握し、放送事業者にとって事業性の判断に資する内容となるよう、丁寧に時間をかけて行っていくよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、実証事業にあたっては総務省や放送事業者・通信事業者等の関係者が密に連携することが重要と考えております。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
147	関西テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	1. モバイル端末・PC向け同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	映像、各種データはできるだけファイル変換を減らすため、配信におけるstreaming形式は一つのフォーマットによりOSに依存せずあらゆる端末で利用できる必要があります。共通フォーマットとしてCMAF(Common Media Application Format)が提案されており国際的な動向も踏まえ検討が必要と考えます。	本報告書(案)は、現に放送事業者等が動画配信サービスに活用している配信技術を前提に、運用上の課題等を検討した結果をまとめております。なお、御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
148	(株)ジュピターテレコム	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	-	モバイル端末やPCに向けた同時配信への検討において、P29の基本的な考え方に述べられているように、「試算の対象は配信に係るシステムであり、(中略)通信事業者のネットワークに関するコストは対象外である。」とされています。ケーブルテレビ事業者は、これまで「ケーブル4K」の放送、BS17chによる4K8K試験放送への対応、2018年のBS/CSによる4K8K実用放送に対しても準備を進めているところであり、また、通信を利用したコンテンツ配信も行い、様々な利用スタイル・環境に合わせたサービス提供に努めているところです。また、そのサービスの自社ケーブルテレビ網による安定的・効率的な配信を念頭に方式を決定しているほか、技術動向を見据えた上で、新たな技術方式の検討等もおこなっているところです。P47にて、「今後、マルチキャスト導入の技術課題や方策についてもステークホルダーを交えて検討を行うことが必要」とされていますが、その際には、今回の検討では対象外とされている通信事業者の利用者宅までのアクセスネットワークのマルチキャスト対応や大幅なトラフィック増への設備コスト等も対象とした上で、事業性やビジネスモデルの在り方なども含め、検討がなされることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
149	RKB毎日放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	-	放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方については、配信コストを抑えることが最重要と考えます。地方の放送事業者を含めた多くの放送事業者が参画可能な為には、さらなる検証、コストの試算検討が必要であると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
150	(株)静岡第一テレビ	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	-	4Kの同時配信に関する検討について配信については、動画配信と常時同時配信とにきっちり分け、ニーズも含め、その是非を議論すべきと考えます。地上波放送での4K実現の道筋も見えない中、配信も含めた4Kの導入は中長期的な課題と認識しています。研究開発、導入にあっても民間放送事業者の意向をくみとりながら進めることを要望します。また、技術的な可能性について研究開発が進められている状況ですが、ハイブリッドキャストを用いたブロードバンド方式の4K実験など、地方の民間放送事業者にとっては財政的に大きな負担となることも考えられるため、国として積極的な支援を要望します。	ハイブリッドキャストを活用した4K同時配信の普及にあたっては、本報告書(案)P46の記載のとおり、地方の放送事業者の参画を得た実証事業を実施するとともに、その成果については、規格・推進団体が中心となり、地方の放送事業者がサービス提供を行いやすくなるための情報基盤の整備や地方での人材育成等に活用していくことなどが重要と考えております。また、実証事業においては、新たなサービスの検討に資するような多様な提案を取り入れ、その成果を幅広く共有することにより、民間放送事業者の参画を図っていくことも重要と考えております。
151	(一社)衛星放送協会	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	-	2018年12月からBS、CS左旋偏波による4K・8Kの実用放送が始まりますが、4K・8Kは非常に多くの電波帯域を必要とし、高額な衛星使用料金の負担や高額な放送設備を整備できる限られた放送事業者しか放送することができない状況にあります。ハイブリッドキャストを活用したローコストでの4K放送の実現は高画質コンテンツの普及拡大のためには必須であると考えます。ハイブリッドキャストによる4K放送の権利の在り方、技術的な課題等を整理し、放送業界全体で取り組んでいくべきと考えます。	ハイブリッドキャストを活用した4K同時配信の普及にあたっては、本報告書(案)P46の記載のとおり、総務省において地方の放送事業者の参画を得た実証事業を実施するとともに、その成果については、規格・推進団体が中心となり、地方の放送事業者がサービス提供を行いやすくなるための情報基盤の整備や地方での人材育成等に活用していくことなどが重要と考えております。また、実証事業においては、新たなサービスの検討に資するような多様な提案を取り入れ、その成果を幅広く共有することにより、民間放送事業者の参画を図っていくことも重要と考えております。また、全国でハイブリッドキャストを提供するNHKにおいては、更なるサービスの拡大を図るとともに、得られた知見を民間放送事業者等と共有していくことが重要と考えております。
152	個人③	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(1) 現状と課題	テレビ向けに4Kコンテンツを同時配信する為の技術インフラとして、ハイブリッドキャストを位置づけているが、ハイブリッドキャストは、あくまで放送波からの起動・終了等のトリガーを司る技術であり、4Kコンテンツそのものの配信については、インターネット環境の議論が重要と考える。③4Kコンテンツ等の高精細映像の安定的・効果的な配信にてユニキャスト、マルチキャストについての記載があるが、4Kコンテンツ配信については、本質的にはこの部分が重要であると考え。既に4Kコンテンツ配信を実施している事業者からのヒアリングを実施すべきと考える。	本報告書(案)は、既に4Kコンテンツ配信を実施している事業者からのヒアリングを踏まえながら検討結果を取りまとめたものとなっております。
153	RKB毎日放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(1) 現状と課題	ハイブリッドキャストの普及促進のためには、認知度の向上と受信機の整備について総務省の強いリーダーシップが必要と考えます。また、ハイブリッドキャストの普及促進のためにはNHK・民放の情報共有が必要と考えます。地方放送事業者においても参画できるためには、ハイブリッドキャスト向けコンテンツの製作コストの低廉化や情報共有基盤の強化が必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
154	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(1) 現状と課題	マルチキャストの現状については、「ケーブルテレビ事業者や電力系通信事業者の多くのネットワークがマルチキャストに未対応。」とされていますが、すべてのケーブルテレビのネットワークがマルチキャストに未対応ではなく、ケーブル4Kをマルチキャストで配信するなど、RF伝送が主流の中で、必要に応じてマルチキャストにも対応しています。また、ケーブルテレビ業界では、マルチキャスト対応の検討を既に開始しておりますが、ケーブルテレビ伝送路におけるマルチキャストの技術基準が決まっておらず、変更登録手続きが煩雑となることから、導入の障壁となっていますので、早期に技術基準の策定をお願いします。このため、「ケーブルテレビ業界では、RF伝送が主流であることから、マルチキャストに未対応の事業者が多いが、一部のケーブルテレビ事業者は、マルチキャストへの対応を検討している。」と追記していただくようお願いいたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。また、御意見を踏まえ、本報告書(案)P45の一部を修正させていただきます。
155	(株)ワイズ・メディア	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(1) 現状と課題	この文章におけるIPユニキャストは、明らかに現状のTCPを前提としており、Googleが開発・提唱し、現在IETFによって標準化が進められているトランスポートレイヤープロトコル＝QUIC(Quick UDP Internet Connections)を使用した場合について言及していないのは、比較要件を欠いていると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、本報告書(案)は、現に放送事業者等が動画配信サービスに活用している配信技術を前提に、運用上の課題等を検討した結果をまとめております。
156	個人③	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(1) 現状と課題	マルチキャストについては45P表7からも明らかのように、一般に広く提供する事は不可能で、特定の事業者との契約が前提とならざるを得ない。この状況は、今後も変更する事は困難と思われる。その前提で、放送事業者のテレビ向け4Kコンテンツ同時配信を議論する事の意義を見直す必要があると考える。或いは、実現に向けての具体的な方策として、4Kコンテンツ配信実施事業者との連携モデルの検討を進める事も必要と考える。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
157	(株)ジュピターテレコム	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(1) 現状と課題	ケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビ網による放送を行っており、当社においてもBS4Kの放送やVODによる4Kコンテンツの配信も実施しております。自社ケーブルテレビ網による安定的・効率的な配信を念頭に方式を決定しているほか、技術動向を見据えた上で、新たな技術方式の検討等もおこなっているところです。P45には「ケーブルテレビ事業者や電力系通信事業者の多くがマルチキャストに未対応」、表7には「一部の先進的なCATV事業者は(マルチキャストに対応)」といった記載がありますが、あたかもマルチキャストに対応していないことが新たな技術への対応が遅れているとの印象を与えかねません。マルチキャストが必須のものと結論が出ていない段階でのこうした記載については違和感を持っております。適切な表現となるよう修正をお願いいたします。	御意見を踏まえて、本報告書(案)P45表7中のご指摘の箇所となる“先進的な”の文言を削除させていただきます。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
158	個人③	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	前述した様に、本ページで述べているハイブリッドキャスト機能を満たす受信機が普及しても、配信伝送路の課題が解決しない限り4Kコンテンツ配信が実現するとは考えにくい。そもそも、ここで述べられているハイブリッドキャスト機能は、VODサービスのために規定されたものであり、放送コンテンツの同時配信として利用するとすると、同時配信されている4Kコンテンツと、2K放送コンテンツとの同期をどう制御するのかについての規定がされていないと思われる。ハイブリッドキャストの普及については、4Kコンテンツ配信のみならず、番組連動等でのサービスモデルでの収益モデルが不明確であるため、放送各局の対応取組が広がっていないという認識であり、新規設備投資が必要な地方局への普及については、尚更厳しいと言わざるを得ない。また、受信機メーカーにおける実装についても、メーカー依存がありサービス提供を実施する上での検証等で障壁となっている。IPTV-Fでのハイブリッドキャスト技術規定についてはブラウザが中心であり、受信機の通信、及びCPU性能については言及していないため、VOD等のサービスを均一的に提供する事は非常に困難であると考えられる。この事は、テレビ向けにサービスを提供している事業者がHDMI接続デバイス等を提供しサービス環境を規定している事からも明らかである。この観点では、AndroidTV等のIPTV全体の標準規格的なものが不可欠であると考えられる。	ハイブリッドキャストを活用した4K同時配信の普及にあたっては、本報告書(案)P46の記載のとおり、地方の放送事業者の参画を得た実証事業を実施するとともに、その成果については、規格・推進団体が中心となり、地方の放送事業者がサービス提供を行いやすくなるための情報基盤の整備や地方での人材育成等に活用していくことなどが重要と考えております。また、実証事業においては、新たなサービスの検討に資するような多様な提案を取り入れ、その成果を幅広く共有することにより、民間放送事業者の参画を図っていくことも重要と考えております。
159	中京テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	複数の放送事業者による実証事業を行なうと、記載されていますが、実施する場合には、関係者(放送番組等)に関わる権利者、広告主等)へは、実施主体である国の責任において丁寧に説明を行い、十分な理解と協力を得るよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
160	(一社)日本民間放送連盟	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	実証実験を行う際、その実施主体である国は関係者(放送事業者や放送番組等)に関わる権利者、広告主・広告会社の事業者団体など)へ丁寧に説明を行い、十分な理解と協力を得て実施することを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
161	日本海テレビジョン(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	実証実験にあたってはできるだけ地方の放送事業者の参画を得るとともに、とありますが情報基盤の整備やその検討において、多くの放送事業者の参画が可能となる方策を図っていただきたい。高精細映像の伝送は、複数経路が混在した伝送が行われることが想定される。そのための調査研究が必要とありますが、将来に視聴者の混乱が生じないように、慎重な調査のあり方を検討する必要があると思われま。又その研究データは民放事業者に速やかに報告されるよう強く要望します。	ハイブリッドキャストを活用した4K同時配信の普及にあたっては、本報告書(案)P46の記載のとおり、地方の放送事業者の参画を得た実証事業を実施するとともに、その成果については、規格・推進団体が中心となり、地方の放送事業者がサービス提供を行いやすくなるための情報基盤の整備や地方での人材育成等に活用していくことなどが重要と考えております。また、実証事業においては、新たなサービスの検討に資するような多様な提案を取り入れ、その成果を幅広く共有することにより、民間放送事業者の参画を図っていくことも重要と考えております。なお、将来の高精細映像の伝送にあたっては、マルチキャストやユニキャスト、放送波等の複数経路が混在した伝送が行われることが想定されますが、そのような環境下での安定的かつ効率的な伝送方式に係る調査研究などが重要と考えております。
162	(株)毎日放送	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	テレビ向け4Kコンテンツの同時配信は、地上波テレビ放送局が4Kコンテンツを視聴者に届けるための有効な手段のひとつと考えられ、実証事業を行なうことは適切である。また配信コストの低減が見込めるマルチキャストの調査を進めることも適切である。ただし実現するための技術として、機種ごとに検証が必要なハイブリッドキャストを活用する方法だけでなく、すでにNTTがらIPTVサービス上で4K放送を実現しているRTP方式も検討対象に入れるべきではないか。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、4Kコンテンツの配信方式の検討にあたっては、検討方法や検証要素等、具体的な提案に基づいて実施されることが適当であると考えます。
163	中部日本放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	4Kコンテンツ同時配信の普及に向けた取組として、視聴者の認知向上及び受像機の普及拡大策とともに、様々な実証実験を行っていくことは重要であると考えます。その結果に関しては、結論ありきの実験とならないよう、幅広い視野での検討・分析を行っていただくことを要望します。	ハイブリッドキャストを活用した4K同時配信の普及にあたっては、本報告書(案)P46の記載のとおり、地方の放送事業者の参画を得た実証事業を実施するとともに、その成果については、規格・推進団体が中心となり、地方の放送事業者がサービス提供を行いやすくなるための情報基盤の整備や地方での人材育成等に活用していくことなどが重要と考えております。また、実証事業においては、新たなサービスの検討に資するような多様な提案を取り入れ、その成果を幅広く共有することにより、民間放送事業者の参画を図っていくことも重要と考えております。
164	東海テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	「複数の放送事業者が実施する実証事業を早急に実施し、実証事業を通じて、規格・推進団体等が中心となり、放送事業者の運用パターンと受信機が実装すべき機能の整理を踏まえた検証環境の整備を図ること。上記の実証事業にあたっては、できるだけ地方の放送事業者の参画を得る」とありますが、全国的な展開を考えるうえで、地方の放送事業者が参画できる環境整備が重要と考えます。そのためには実証事業において、地方の放送事業者の負担を軽減する施策が必要と考えます。	ハイブリッドキャストを活用した4K同時配信の普及にあたっては、本報告書(案)P46の記載のとおり、地方の放送事業者の参画を得た実証事業を実施するとともに、その成果については、規格・推進団体が中心となり、地方の放送事業者がサービス提供を行いやすくなるための情報基盤の整備や地方での人材育成等に活用していくことなどが重要と考えております。また、実証事業においては、新たなサービスの検討に資するような多様な提案を取り入れ、その成果を幅広く共有することにより、民間放送事業者の参画を図っていくことも重要と考えております。
165	(一社)日本民間放送連盟	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	実証実験について、「その成果については規格・推進団体が中心となり、地方の放送事業者がサービス提供を行いやすくなるための情報基盤の整備や地方での人材育成等に活用していくこと」との提言は、ローカル局が新たな事業展開を検討するうえで有用であり賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
166	南海放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	「ハイブリッドキャスト」の周知・活用については、データ放送時の「dボタンを押してください」など動作の告知でなく、視聴者が操作することなく利便性を享受できる方法や発展著しい音声アシストシステムとの連携、活用を模索すべきと考えます。実証実験を行う際、その実施主体である国は関係者(放送事業者や放送番組等)に関わる権利者、広告主・広告会社の事業者団体など)へ丁寧に説明を行い、十分な理解と協力を得て実施することを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
167	(株)WOWOW	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	4Kコンテンツの同時配信の普及にあたっては、放送事業者によるハイブリッドキャストの展開の促進を図っていくことが必要との提言に賛同いたします。ハイブリッドキャストは、4Kコンテンツの同時配信だけでなく、見逃し配信にも活用でき視聴者の利便性向上に資するものと考えております。よって、IPによる放送高度化技術としてのハイブリッドキャストは、HDRやハイレゾリューションオーディオといった高度な映像音声技術を活用できるように標準化を進めていくことが望ましいと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、ハイブリッドキャストを活用した4K同時配信の普及にあたっては、本報告書(案)P46の記載のとおり、地方の放送事業者の参画を得た実証事業を実施するとともに、その成果については、規格・推進団体が中心となり、地方の放送事業者がサービス提供を行いやすくなるための情報基盤の整備や地方での人材育成等に活用していくことなどが重要と考えております。また、実証事業においては、新たなサービスの検討に資するような多様な提案を取り入れ、その成果を幅広く共有することにより、民間放送事業者の参画を図っていくことも重要と考えております。
168	関西テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	現状、地上波においては4K放送ができないため4KコンテンツをTV受信機へ届ける手段の一つとしてハイブリッドキャストによる4Kコンテンツ同時配信が考えられます。しかし、サービス実現には課題が多くあり、課題解決に向け実験、検証を進めていくことに賛同します。特にライブ番組を4K同時配信するような場合は現状大幅な遅延が発生し大きな課題です。一般的なコンテンツ伝送手段であるユニキャスト方式において遅延を低減するための技術検証を行いその方策を見つける必要があると考えます。また現状、4Kプレーヤーが動作する受信機が限定していること、制御動作が受信機ごとに異なっているなどの課題があり、これらを解決するため関係事業者が連携しIPTVフォーラムで技術規格、運用規定を標準化することが必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、ハイブリッドキャストを活用した4K同時配信の普及にあたっては、本報告書(案)P46の記載のとおり、地方の放送事業者の参画を得た実証事業を実施するとともに、その成果については、規格・推進団体が中心となり、地方の放送事業者がサービス提供を行いやすくなるための情報基盤の整備や地方での人材育成等に活用していくことなどが重要と考えております。また、実証事業においては、新たなサービスの検討に資するような多様な提案を取り入れ、その成果を幅広く共有することにより、民間放送事業者の参画を図っていくことも重要と考えております。
169	関西テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	ハイブリッドキャストを実施していくには現状のデータ放送サービス以外にかかるコスト増や人材の課題があり、ビジネスにつながる可能性のある4Kコンテンツ同時配信を進めていくのは容易ではありません。軌道にのるまでは国や推進団体の強力な支援が必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
170	関西テレビ放送(株)	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	マルチキャスト方式による伝送はユニキャスト方式(CDN)とは異なり配信コストの低減、低遅延化が可能です。しかし当該方式は対応できる通信事業者が限定されていること。視聴家庭内に対応機器等が必要など多くの課題があり普及していません。マルチキャスト方式を普及させるため早急に技術検証を実施し、その成果をIPTVフォーラム等へ反映し技術規格、運用規定の標準化を行っていく必要があると考えます。	マルチキャスト方式による伝送の検討にあたっては、本報告書(案)P47の記載のとおり、放送事業者、通信事業者、ケーブルテレビ事業者及び受信機メーカー等の幅広い関係者が連携した実証事業を実施の上、各種課題(品質要件や宅内の通信・放送機器のマルチキャスト対応の在り方等)に対する方策を取りまとめるとともに、その成果を踏まえた規格・推進団体による規格化・標準化活動の促進やマルチキャストの活用による4K同時配信にあたってのガイドライン整備・共有などが重要と考えております。
171	(株)ワイズ・メディア	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	マルチキャストを前提にした4K同時配信の実証事業しか言及されていませんが、QUICを活用したユニキャストの4K同時配信の実証事業も同時に行い、その優劣を比較すべきだと考えます。	本報告書は、現に放送事業者等が動画配信サービスに活用している配信技術を前提に、運用上の課題等を検討した結果をまとめております。なお、ご指摘については、今後の検討の参考とさせていただきます。
172	(株)東京放送ホールディングス	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方	2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討	(2) 今後取り組むべき事項	将来の高精細映像伝送には様々な経路が想定されるため、安定的かつ効率的な伝送手段に係る調査研究を進めて行く事が必要であるという記述に関しては、適切であると考えます。高精細映像の同時配信では、伝送容量と視聴時間の増加により配信コストが大きく膨れ上がる事が想定されるため、費用に関する精査も十分に行うべきだと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。なお、将来の高精細映像の伝送にあたっては、マルチキャストやユニキャスト、放送波等の複数経路が混在した伝送が行われることが想定されますが、そのような環境下での安定的かつ効率的な伝送方式に係る調査研究などが重要と考えております。
173	(一社)衛星放送協会	第2章放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方、第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	第2章全般、第3章1.「放送コンテンツの適正な製作取引の推進」、2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて」全般	—	放送コンテンツが広く流通することによりコンテンツ市場が拡大していくことを期待します。そのためには権利処理ルールの簡易化、配信設備の共同利用化など運用の効率化に向けた取り組みが必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
174	(一社)衛星放送協会	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	—	—	インターネット市場は、大規模な投資で顧客囲い込みを進める一部の大手企業の寡占構造となりやすい傾向が伺えます。一方、多チャンネル放送事業者は事業規模の小さい事業者も多く、コンテンツ調達、供給、経営面で大きな影響を受け始めています。放送事業者は、放送法により公共の福祉に寄与することを定められておりますが、ネット配信事業者には法制度等で同様の規制はありません。公共性の高い放送事業者がネット配信事業者との競争、取引において不利益を被ることのない環境整備が必要と考えます。	御意見として承ります。
175	(一社)衛星放送協会	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	—	—	放送の場合、放送法に基づき番組基準等を定められておりますが、配信の場合はそのような基準がありません。インターネット技術が進展し同時送信等を含め配信が放送と同等以上の影響力を持つようになる中で、インターネット配信のプラットフォームにおいても視聴への影響度に合わせた一定の基準設定等の検討が必要と考えます。	御意見として承ります。
176	(一社)日本民間放送連盟	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	1. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	—	本案にあるとおり、放送事業者とテレビ番組製作者の各業界団体と関係企業の情報の共有を促進することにより、下請法等関係法令および、総務省策定の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の周知・啓発を図ることを目的として、関係団体が参加する「放送コンテンツ適正取引推進協議会」(以下、推進協議会)を6月下旬に設置することとしています。当連盟は全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)とともに推進協議会の共同事務局を務め、さまざまな民間の自主的な取り組みを進めたいと考えています。	基本的に賛同の御意見として承ります。
177	(一社)衛星放送協会	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	1. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	—	放送コンテンツの適正な製作取引の確保は重要な課題と認識し、放送事業者から番組製作会社に適正なビジネス活動の利益が還元される環境の整備は重要であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
178	(株)毎日放送	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	1. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(3) 今後取り組むべき事項	放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通を確保していくことは、わが国のコンテンツ産業振興のためには重要な課題である。また今後クリエイティブなコンテンツが製作され続けていくためには、その確保において当局が規制・監督を強化するのではなく、自主性を重んじながら関係者が相互に理解を深め、取引環境の向上を図る意識を共有することが重要である。その意味から「当審議会としては、今後、推進協議会における取組が・・・(中略)・・・具体的な施策を計画的に実施することを期待するものである。(P66/7行目)」という認識は適切である。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
179	(一社)日本動画協会	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	1. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(3) 今後取り組むべき事項	1. 業種特性に起因する複数の個別の課題に関する指摘について(P68) 当協会の会員社の多くは、上述の通り「映画の著作物」の著作権者であり、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」でも指摘されている二次利用管理の問題、局印税の問題および代表音楽出版権の問題等につき、関係者ならびに当該分野に専門的知見を有する有識者等で構成される総務省の検討会などで協議できる機会を設けて頂くよう、お願い申し上げます。	本報告書(案)P69に記載のあるとおり、個別の課題については、「今後、当該分野に専門的知見を有する有識者等で構成される総務省の検討会において必要に応じて検討を実施することが適当である」と考えております。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
180	(一社)日本動画協会	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	1. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(3) 今後取り組むべき事項	2. 継続的な対話・情報共有の場の設置(P65) 番組制作者の立場としてアニメーションの制作を受注するケースも少なくなっていますが、コンテンツ制作に関わる立場として、「放送コンテンツ適正取引協議会」の場を通じて、下請法等関係法令および「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の周知・啓発を放送事業者と連携して行っていくことは非常に有意義であり、当協会としても積極的に協力する所存です。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
181	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	1. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(3) 今後取り組むべき事項	「放送コンテンツの適正取引推進協議会」という場を通じて、放送コンテンツの適正な制作取引がスムーズに実施されるように、放送事業者と番組制作会社が一緒になって周知徹底することは有意義なことであり、今後良好な関係を構築する上でも重要かと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
182	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	1. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進	(3) 今後取り組むべき事項	ケーブルテレビについて「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の対象となることは適当であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
183	(株)ワイズ・メディア	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	—	当該検討委員会の最大のテーマであるにもかかわらず、タスクフォースが設けられず、委員会としての整理しかなされていないのでは、「放送コンテンツの製作・流通の促進方策」は一步も前進しません。この項においては、現状のIPユニキャストにおける放送と同一地域の同時配信を放送法上、著作権法上「放送」とするか、現状通り「通信」とするか、中間報告以降、根本的な議論をすべきです。	本報告書(案)P79に記載のあるとおり、「放送後のネット配信においても、放送と比較して一部について著作権法上の規律が異なる部分があるものの、現行制度を前提に、権利者団体を中心として、包括的利用許諾契約や権利処理窓口の一元化など、円滑な権利処理を目的とした一定の実務上の運用手続が形成されつつある。(中略)そのため、同時配信における権利処理の在り方については、これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の運用実務を参考にしつつ、具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要である」と考えております。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
184	(株)毎日放送	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	—	繰り返しになるが、同時配信には大別して「放送の補完としての同時配信」と「コンテンツビジネスとしての様々な配信」の2種類が考えられる。このうち前者は、その公共性がゆえに行政(総務省)が国民や事業者の意向を踏まえ制度に深くかかわることが許されるが、一方後者は民間事業であって公共性に乏しいことから、行政は事業者の主体性を尊重しながら、課題が顕在化し、かつ行政が何らかの調整機能を発揮できる場合にのみ関わるべきとされる。第1章に「災害時等における情報伝達手段としての役割も期待され、(P23 5行目)」と書かれているように、ここで期待されるのが「放送の補完としての同時配信」なのであれば、行政(総務省)はこうしたサービスを例えばIPマルチキャストを用いるIPTVサービスのような「一定の条件を満たせば、たとえ通信網を利用しても放送である」といった整理をしつつ、同時に地方の放送事業者がエリア住民に対して持続的かつ安定的にサービス提供し続けることができるよう、地方の放送事業者の意向を踏まえた制度の整備を検討するべきであり、本報告書はそのように提言すべきである。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。なお、本報告書(案)P27に記載のあるとおり、具体的な事業展開の方法やサービス内容は各放送事業者の経営判断によるものと考えておりますが、放送コンテンツの円滑な流通促進の観点から、地方の放送事業者も含めたより多くの放送事業者が同時配信を円滑に展開できるよう、放送コンテンツを安定的かつ効率的に配信するための具体的方策について、放送事業者や通信事業者、権利関係者などの関係者が連携し、検討していくことが重要と考えております。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
185	中部日本放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	—	権利処理に関して、ネット同時配信において、放送と全く同一のコンテンツが提供される場合であっても、その法的規律が大きく異なっているという状況は、コストの増加もしくは出演者および使用楽曲等を制限せざるを得ない状況を生み出し、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となりません。同時配信については放送の補完的な位置づけとし、権利等もコストの増加につながらず処理できる制度づくりを要望します。	本報告書(案)P79に記載のあるとおり、「放送後のネット配信においても、放送と比較して一部について著作権法上の規律が異なる部分があるものの、現行制度を前提に、権利者団体を中心として、包括的利用許諾契約や権利処理窓口の一元化など、円滑な権利処理を目的とした一定の実務上の運用手続が形成されつつある。(中略)そのため、同時配信における権利処理の在り方については、これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の運用実務を参考にしつつ、具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要である」と考えております。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
186	(一社)日本民間放送連盟	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	—	NHKがテレビ放送の常時同時配信や同時配信の権利処理ルールの形成について先行した場合、同ルールが先例となり民放事業者の事業展開に影響を及ぼすことが懸念されます。このため、NHKは権利処理の検討に関する情報を民放事業者に対し適切に提供するなど、民放事業者への影響に十分配慮すべきです。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
187	(一社)衛星放送協会	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	—	著作権等の権利処理については、報告書(案)の通り、具体的な課題を整理し、権利者団体とそれに基づいた検討を引き続きしていくこととしていくものと考えていますが、将来的には放送に係る権利処理とネット配信に係る権利処理が、一元的かつ包括的に処理できるようになることを期待します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
188	テレビ東京(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	—	権利処理における課題の現状把握が不十分と考えます。テレビ番組では、出演や音楽・脚本ばかりでなく、写真・絵画等の様々な著作物を使用しています。これらの配信における権利処理について、報告書案には言及がありません。また権利管理団体には集約されない「ノンメンバー」との権利処理についても同様です。ドラマやアニメなどの権利処理ルールが整理された番組ばかりでなく、バラエティ番組などの同時配信を前提とする場合には、上記の点をはじめ未整理の課題が大きいという現状認識を、今後の検討においては踏まえていただきたいと思います。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
189	(株)テレビ朝日	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	—	同時配信における権利処理の在り方は、事業性に大きく関わる事項であり、NHKが先行して権利処理についてのルールを決めることは、民放の配信ビジネスにも大きな影響を及ぼす可能性があります。このため、NHKは権利処理に関する情報について民放事業者と情報共有を図るとともに、民放側の意見にも十分配慮することを要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
190	(一社)日本動画協会	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	—	3. 放送コンテンツの同時配信に関する権利(P.70～P.79) 同時配信に供されるコンテンツには、放送事業者が製作し、著作権を有するコンテンツのみならず、放送事業者に対して放送する権利を許諾しているアニメーション(重ねて申し上げますが、著作権法上の「映画の著作物」にあたります)も多く含まれています。従って、同時配信の権利処理の運用に関して検討を行う際には、アニメーションの著作権者であるアニメーション制作会社を原作、脚本、音楽等の著作権者とともに権利処理対象として認識していただき、ぜひ検討の俎上に載せていただくようお願い申し上げます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
191	(株)東京放送ホールディングス	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	—	NHKが、常時同時配信や同時配信の権利処理ルールの形成に関して先行する場合、そのルールが先例となって、民間放送事業者の将来の事業展開に影響を及ぼすことが懸念されます。放送の二元体制のもと、NHKは民間放送事業者への影響に十分配慮すべきであり、権利処理に関する情報も適宜、民間放送事業者に提供すべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
192	読賣テレビ放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	—	NHKがテレビ放送の同時配信の権利処理ルール形成について先行した場合、同ルールが先例となり民放の事業展開に影響を及ぼすことが懸念される。そのため、NHKと民放とで情報を共有し、議論する環境が必要と思われる。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
193	南海放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(1)著作権等に関する放送とネット配信の法制度及び契約実務における取扱い	ネット配信の権利処理は一律に料金が設定されているなど、配信数や収益の規模が小さいローカル局にとっては適切なシステムが構築されていません。放送局はもちろんCDN、権利ホルダー、利用者のいずれもメリットを享受できる状態ではなく、ローカル局のネット展開のボトルネックになっていると思われれます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
194	(株)テレビ新潟放送網	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(1)著作権等に関する放送とネット配信の法制度及び契約実務における取扱い	常時同時配信を実施した場合、放送に係る権利処理とは別に、ネット配信に係る権利について迅速かつ円滑に処理する必要があります。権利処理に要するローカル局の人的・資金的な体力はもたず、常時同時配信に反対します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
195	(株)フジテレビ	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(2)同時配信に関する放送事業者の試験的取り組みの状況	NHKの試験的提供の結果を民放事業者と共有することは、同時配信の事業性を検討する上でも有意義です。今後の実証実験においても引き続き民放事業者への情報提供を要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
196	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(3)「審議における主な意見」～(4)「今後取り組むべき事項」について	放送番組のネット配信において、視聴者が様々な端末機器を通じて多くのコンテンツが視聴可能となるよう、放送事業者と番組制作者と権利者団体がコンテンツの円滑な流通を促進する仕組み作りに取り組んでいく必要があると思います。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
197	南海放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(3)審議における主な意見	ネット配信において、実演家に対する権利処置は放送局とプロダクション間で個別に許諾を得たのでよいと思われれますが、使用楽曲のネット配信の許諾の有無やその権利処理、あるいはレコード原盤者の権利処理を一元化して行う機関の設置を検討するよう要望します。 本案の「radikoがラジオ局の権利処理をまとめて引き受けて処理することは、合理的なやり方だと思ふ。テレビの同時配信を考える場合もこの方向性で考える方がいいのではないか。」という意見に賛同いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
198	西日本放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4)今後取り組むべき事項	権利処理の問題は、同時配信の事業性を考える際の重要な判断材料となります。NHKが先行してルールを決め、それが先例となって民放事業者の意向が通らないといった状況にならないよう、NHKに対しては民放事業者と情報を共有しながら丁寧に議論を進めるよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
199	中京テレビ放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4)今後取り組むべき事項	「具体的な権利処理の方法の形成について検討することが必要」とされています。NHKがテレビ放送の常時同時配信や同時配信の権利処理ルールの形成について先行した場合、同ルールが先例となり民放事業者の事業に影響を及ぼすことが懸念されます。NHKは権利処理の検討に当たっては、その影響の大きさを十分に考慮し、関係する情報を民放事業者に対し適切に提供・共有するなど、強く要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
200	日本テレビ放送網(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4)今後取り組むべき事項	同時配信における権利処理の在り方について、「具体的な権利処理の方法の形成について検討することが必要である」と指摘されています。権利処理の在り方は同時配信の事業性を判断する上で重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとってはあとから合意し難い内容となる懸念があります。NHKが民放事業者と情報を共有し、議論ができるような環境が醸成されることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
201	(株)テレビ金沢	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4)今後取り組むべき事項	同時配信における権利処理の在り方について、NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがないよう要望する。また、民放事業者等にとって、後から合意し難い内容にならないために、民放事業者等と情報を共有し、議論することも強く求める。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

中間報告書（案）に対する意見と委員会の考え方

番号	意見提出者	章	大項目	中項目	提出された意見	委員会の考え方
202	札幌テレビ放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	同時配信における権利処理の在り方について、「具体的な権利処理の方法の形成について検討することが必要である」と指摘されています。権利処理の在り方は同時配信の事業性判断の上で重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めることがあれば、民放にとっては後から合意し難い内容となる懸念があります。NHKが民放事業者と情報を共有し、議論ができるような環境が醸成されることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
203	(株)サガテレビ	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	「今後は、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容をもとに、放送事業者及び権利者団体等が中心となって権利処理の整理を整理し、それを通じて具体的な課題を抽出した上で、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要である。その際、特に著作権法上の権利については、権利の種別ごとに具体的な課題を抽出し、それに基づいた検討が必要である」とは、放送事業者及び権利者団体等が中心となって権利処理の整理を整理することに關しては、大きな課題である同時配信の権利処理について、当事者間だけの調整に委ねるといった形ではなく、事業性があり効率的な権利処理方法の策定に当たり、国にもリーダーシップを取って参加していただきたいと考えます。その上で議論を重ねた結果、同時配信の権利処理は、放送事業者と権利者団体との間で、包括的利用許諾契約等による実務上の運用手続が形成されることを望みます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
204	青森放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	同時配信における権利処理の在り方について、「具体的な権利処理の方法の形成について検討することが必要である」と指摘されています。権利処理の在り方は同時配信の事業性判断の上で重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとっては後から合意し難い内容となる懸念があります。NHKが民放事業者と情報を共有し、議論ができるような環境が醸成されることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
205	東海テレビ放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	「同時配信における権利処理の在り方については、これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の運用実務を参考にしつつ、具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要である。」とあるように、同時配信に関しても現行の運用実務を参考に検討していくことは適切かと思えます。また、検討に際しては、地方含めた放送事業者の意見も踏まえ、NHK及び権利者団体と具体的に議論していくことが必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
206	(株)ワイズ・メディア	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	「放送事業者及び権利者団体等が中心となって…」の文章について賛同できません。権利処理は民間の契約ですが、放送法及び著作権法における放送と通信の定義が前提となっています。「総務省が中心となって文化庁など関係省庁、放送事業者及び権利者団体と調整の上権利処理の手続きを整理し…」と変更すべきだと考えます。	本報告書(案)P79に記載した今後取り組むべき事項については、当委員会において検討を進めていくものです。その検討にあたっては、同ページにあるように権利処理に関する具体的な課題を抽出するため、まずは、権利処理に携わっている放送事業者及び権利者団体等が中心となって権利処理の手続の整理を行うことが不可欠です。当委員会としては、この点も含めて検討を行っていくよう考えていることから、原案のとおりとさせていただきます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
207	(株)テレビ信州	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	同時配信における権利処理の在り方について、「具体的な権利処理の方法の形成について検討することが必要である」と指摘されています。権利処理の在り方は同時配信の事業性判断の上で重要な材料となります。NHKが、常時同時配信ありきで、単独で権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとって合意し難い内容となる懸念があります。放送事業者の総意として、権利処理方法の形成ができる環境整備を要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
208	(株)毎日放送	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	「放送事業者及び権利者団体等が中心になって権利処理の手続きを整理し、それを通じて具体的な課題を…(中略)…権利処理方法の形成について検討することが必要である。(P79/24行目)」という記述は、「コンテンツビジネスとしての様々な配信」の振興において重要である。但しNHKが先行して権利処理を行い、それが全体の基準となった場合、民放事業者の事業に大きな影響を及ぼす可能性がある。したがってNHKは権利処理に関する情報を開示するほか、専断することのないよう民放事業者に配慮すべきである。同時に行政は、地方を含む放送事業者及び権利者団体を広く俯瞰して課題の解決に導くよう、リーダーシップを発揮するよう要望する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
209	(株)フジテレビ	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	放送コンテンツのネット配信について、『権利者団体を中心として、包括的利用許諾契約や権利処理窓口の一元化など、円滑な権利処理を目的とした一定の実務上の運用手続が形成されつつある』とありますが、権利者が権利者団体に委託していない権利についても留意いただき、議論が進められることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
210	南海放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	同時配信における権利処理の在り方について、「具体的な権利処理の方法の形成について検討することが必要である」と指摘されていますが、権利処理の在り方は同時配信の事業性判断の上で重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとっては後から合意し難い内容となる懸念がありますので、NHKが民放事業者と情報を共有し、議論ができるような環境が醸成されることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
211	日本海テレビジョン(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	同時配信における権利処理については、社員数の少ないローカル局にとって、権利処理の負担が金銭面、業務面ともに現在以上に発生しないあり方を強く望みます。これまでの運用実務を参考にしつつ、具体的な処理方法について検討することが望ましいと考えます。この権利処理の具体的な方法が同時配信の事業性の大きな判断材料になるので、NHKと民放が情報を共有し広く深い議論ができる環境づくりが重要であると思われれます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
212	RKB毎日放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	「(4) 今後取り組むべき事項」に賛同致します。	賛同の御意見として承ります。
213	関西テレビ放送(株)	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	放送コンテンツの同時配信における権利処理及び法制度の整備は、放送事業者、権利者団体、視聴者それぞれが同サービスのメリットが享受できる形となるように、関係者で今後も引き続き、検討を続けていくべきである。NHKが今後すすめていくと想定される同時配信における権利処理への対応を民間放送事業者が共有できるような枠組みを検討すべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
214	(株)長崎国際テレビ	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	同時配信における権利処理の在り方について、「具体的な権利処理の方法の形成について検討することが必要である」と指摘されています。権利処理の在り方は同時配信の事業性判断の上で重要な材料となります。NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがあれば、民放にとっては後から合意し難い内容となる懸念があります。NHKが民放事業者と情報を共有し、議論ができるような環境が醸成されることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
215	(株)長崎国際テレビ	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	「放送コンテンツの同時配信の実施にあたっては、放送が開始されるまでに迅速かつ円滑に権利処理をおこなっていかなくてはならない」とありますが、そのためにも同時配信は「補完的な放送」と見なし、放送で受けた許諾に含まれるという論議があってもよいのではないかと考えます。	本報告書(案)P79に記載のあるとおり、「放送後のネット配信においても、放送と比較して一部について著作権法上の規律が異なる部分があるものの、現行制度を前提に、権利者団体を中心として、包括的利用許諾契約や権利処理窓口の一元化など、円滑な権利処理を目的とした一定の実務上の運用手続が形成されつつある。(中略)そのため、同時配信における権利処理の在り方については、これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の運用実務を参考にしつつ、具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要である」と考えております。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
216	(株)静岡第一テレビ	第3章放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保	2. 同時配信における迅速かつ円滑な権利処理に向けて	(4) 今後取り組むべき事項	同時配信における権利処理につきましては、「具体的な権利処理の方法の形成について検討することが必要である」と指摘されています。権利処理の在り方は同時配信の事業性判断の上で重要な要素です。NHKが先行して権利者団体とルールを決めてしまえば、民放にとっては後から合意し難い内容となる懸念があります。NHKが民放事業者と情報を共有し、議論ができるような環境が醸成されることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。